

平成 2 6 年 度  
水 防 計 画



南魚沼市

<目次>

<b>第 1 章 総則</b> . . . . .	1
1.1 目的 . . . . .	1
1.2 用語の定義 . . . . .	1
1.3 水防の責任等 . . . . .	3
1.4 水防計画の作成及び変更 . . . . .	5
1.5 安全配慮 . . . . .	5
<b>第 2 章 市の水防組織</b> . . . . .	7
<b>第 3 章 重要水防箇所</b> . . . . .	7
<b>第 4 章 予報及び警報</b> . . . . .	8
4.1 気象庁が行う予報及び警報 . . . . .	8
4.2 洪水予報河川における洪水予報 . . . . .	10
4.3 水位周知河川における水位到達情報 . . . . .	12
4.4 水防警報 . . . . .	13
4.4.1 安全確保の原則 . . . . .	13
4.4.2 水害時の河川に関する水防警報 . . . . .	14
<b>第 5 章 水位等の観測、通報及び公表</b> . . . . .	17
5.1 水位の観測、通報及び公表 . . . . .	17
5.2 雨量の観測及び通報 . . . . .	17
5.3 水位等の通報系統図 . . . . .	18
<b>第 6 章 気象予報等の情報収集</b> . . . . .	19
<b>第 7 章 ダム・水門等の操作</b> . . . . .	20
7.1 ダム・水門等 . . . . .	20
7.2 操作の連絡等 . . . . .	20
7.3 連絡系統 . . . . .	20
<b>第 8 章 通信連絡</b> . . . . .	21
8.1 通信連絡系統 . . . . .	21
8.2 非常電話の取扱 . . . . .	21
8.3 その他の通信施設の使用 . . . . .	21
<b>第 9 章 水防施設及び輸送</b> . . . . .	22
9.1 水防倉庫及び水防資器材 . . . . .	22
9.2 輸送の確保 . . . . .	22
<b>第 10 章 水防活動</b> . . . . .	23
10.1 水防配備 . . . . .	23
10.2 巡視及び警戒 . . . . .	24
10.3 水防作業 . . . . .	25

10.4	警戒区域の指定	25
10.5	避難のための立退き	25
10.6	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	26
10.7	水防配備の解除	26
<b>第11章</b>	<b>水防信号、水防標識等</b>	<b>27</b>
11.1	水防信号	27
11.2	水防標識	28
11.3	身分証票	28
<b>第12章</b>	<b>協力及び応援</b>	<b>29</b>
12.1	河川管理者の協力	29
12.2	水防管理団体相互の応援及び相互協定	29
12.3	警察官の援助要求	29
12.4	自衛隊の派遣要請	30
12.5	国（河川事務所、地方气象台等）との連携	30
12.6	企業（地元建設業等）との連携	30
<b>第13章</b>	<b>費用負担と公用負担</b>	<b>31</b>
13.1	費用負担	31
13.2	公用負担	31
<b>第14章</b>	<b>水防報告等</b>	<b>33</b>
14.1	水防概況報告	33
14.2	水防管理団体の報告	33
<b>第15章</b>	<b>水防訓練</b>	<b>34</b>
<b>第16章</b>	<b>浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</b>	<b>35</b>
16.1	浸水想定区域の指定状況	35
16.2	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	35
16.3	洪水ハザードマップ	36
16.4	避難行動要支援者関連施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	36
16.5	大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	36
<b>第17章</b>	<b>水防協力団体</b>	<b>37</b>
17.1	水防協力団体の指定	37
17.2	水防協力団体の業務	37
17.3	水防協力団体の消防団等との連携	37
17.4	水防協力団体の申請・指定及び運用	37

資料	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
資料	3-1 重要水防箇所評定基準・・・・・・・・	39
資料	3-2 重要水防箇所（国土交通省管理河川）	40
資料	3-3 重要水防箇所（新潟県管理河川）	46
資料	4-1 洪水予報（国土交通省・気象庁共同発表）発表形式（例）	48
資料	4-2 洪水予報（国土交通省・気象庁共同発表）伝達経路等	50
資料	4-3 水位到達情報（国土交通省又は都道府県発表）の発表形式（例）	51
資料	4-4 水位到達情報等の伝達経路等	52
資料	4-5 水防警報（国土交通省又は都道府県発表）の発表形式（例：国 交省洪水）	53
資料	5-1 水位観測所一覧	54
資料	5-2 雨量観測所一覧	55
資料	7-1 ダム・水門等一覧	56
資料	7-2 水門等個所図	57
資料	7-3 ダム・水門等操作要領の概要	60
	1. 三国川ダム	60
	2. 菅有沢川樋管	62
	3. うるし沢川逆流防止水門、形部沢川逆流防止水門	63
	4. 浦佐排水樋管、天王町排水樋管及び清水川排水樋門	64
	5. 赤沢川幹線排水樋管	65
	6. 山王川水門	66
資料	9 水防倉庫及び備蓄資器材一覧	68
資料	10-1 消防団の管轄地域等	70
資料	10-2 水防工法一覧表	71
資料	14 水防活動報告書	74
資料	16 水害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者 利用施設等	76
資料	17-1 水防協力団体指定要領	78
資料	17-2 水防協力団体指定申請書様式	80
資料	17-3 水防協力団体協力活動業務記録	81
資料	17-4 水防協力団体認定書様式	82
資料	17-5 水防協力団体との水防協働活動実施要領	83
資料	17-6 水防協力団体協力活動報告書様式	84



## 第1章 総則

### 1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、新潟県知事から指定された指定水防管理団体たる南魚沼市が、同法第33条第1項の規定に基づき、南魚沼市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、南魚沼市の地域にかかる河川、湖沼等の水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

#### (1) 水防管理団体

水防の責任を有する市をいう（法第2条第1項）。

#### (2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

#### (3) 水防管理者

水防管理団体の長である市長をいう（法第2条第2項）。

#### (4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第3項）。

#### (5) 消防機関の長

消防本部を置く市にあつては消防長をいう（法第2条第4項）。

#### (6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。南魚沼市の場合、消防団が水防活動を行う。

#### (7) 量水標管理者

量水標その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

#### (8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第

1 項)。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、水害により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼等（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、水害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 7 項、法第 16 条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた避難判断水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、氾濫危険水位（危険水位）への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位（特別警戒水位）

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位（法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される特別警戒水位）をいう。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(17) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、水害に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(18) 浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、水害時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

### 1.3 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- ②水防計画の策定及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 5 項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第 11 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ⑧水位情報の通知及び周知（法第 13 条）
- ⑨洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 2）
- ⑩浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- ⑪水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
- ⑫水防信号の指定（法第 20 条）
- ⑬避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑭緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- ⑮水防団員の定員の基準の設定（法第 35 条）



⑯水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

⑰水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（2）市（水防管理団体等）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

①水防団の設置（法第 5 条）

②水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）

③平常時における河川等の巡視（法第 9 条）

④水位の通報（法第 12 条第 1 項）

⑤浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）

⑥避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）

⑦水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）

⑧警戒区域の設定（法第 21 条）

⑨警察官の援助の要求（法第 22 条）

⑩他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）

⑪堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）

⑫公用負担（法第 28 条）

⑬避難のための立退きの指示（法第 29 条）

⑭水防訓練の実施（法第 32 条の 2）

⑮（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）

⑯（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第 34 条）

⑰水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）

⑱水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

⑲水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）

⑳消防事務との調整（法第 50 条）

（3）国土交通省の責任

①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）

②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）

③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）

④洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 2）

⑤水位情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）

⑥浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）

⑦水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）

- ⑧重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- ⑨水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑩都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（4）気象庁の責任

- ①気象予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

（5）居住者等の義務

- ①水防への従事（法第 24 条）
- ②水防通信への協力（法第 27 条）

（6）水防協力団体の義務

- ①決壊の通報（法第 24 条）
- ②決壊後の処置（法第 26 条）
- ③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ④業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条）

1.4 水防計画の作成及び変更

（1）水防計画の作成及び変更

市は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ、市防災会議に諮るとともに、新潟県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

（2）水防協議会の設置

市は、水防計画その他水防に関し重要な事項の審議については、水防法第 33 条第 2 項の規定により、水防協議会を設置せず、災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する市防災会議に諮るものとする。

1.5 安全配慮

水害において、消防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。

消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

- 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 出水期前に、水害時の堤防決壊の事例等の資料を消防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

## 第2章 市の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等又は地震等により、水害のおそれがあると認められるときから水害の危険が解除されるまで、市は市役所に、災害時の組織体制（準備体制、警戒体制、非常時体制）を執り、水防事務を処理する。

また、災害時の組織体制基準については、南魚沼市地域防災計画風水害等対策編第3章第1節による。

## 第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、水害に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国土交通省管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料3-1のとおりであり、市内の設定箇所及び氾濫した場合に氾濫水が市内に到達する設定箇所は、資料3-2のとおりである。

また、県管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料3-1のとおりであり、県の設定箇所は、資料3-3のとおりである。

## 第4章 予報及び警報

### 4.1 気象庁が行う予報及び警報

#### 1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

新潟地方気象台長は、気象等の状況により水害のおそれがあると認められるときは、その状況を北陸地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

警報・注意報発表基準一覧表

平成24年5月29日現在  
発表官署 新潟地方気象台

南魚沼市	府県予報区		新潟県	
	一次細分区域		中越	
	市町村等をまとめた地域		南魚沼地域	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	平坦地：1時間雨量60mm 平坦地以外：1時間雨量70mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	111
	洪水		雨量基準	平坦地：1時間雨量60mm 平坦地以外：1時間雨量70mm
			流域雨量指数基準	三国川流域=17, 水無川流域=16, 登川流域=10
			複合基準	—
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ60cm
波浪		有義波高		
高潮		潮位		
注意報	大雨		雨量基準	1時間雨量30mm
			土壌雨量指数基準	77
	洪水		雨量基準	1時間雨量30mm
			流域雨量指数基準	三国川流域=14, 水無川流域=8, 登川流域=5
			複合基準	—
	強風		平均風速	4~9月 12m/s 10~3月 15m/s
	風雪		平均風速	4~9月 12m/s 10~3月 15m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ35cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雪等により被害が予想される場合	
	融雪		1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上か日降水量が20mm以上	
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最少湿度	40% 実効湿度 60%
	なだれ		1. 24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合	
低温		5~9月：日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11~4月：海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下		
霜		早霜・晩霜期に最低気温3℃以下		
着氷・着雪		1. 著しい着氷が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

特別警報発表基準

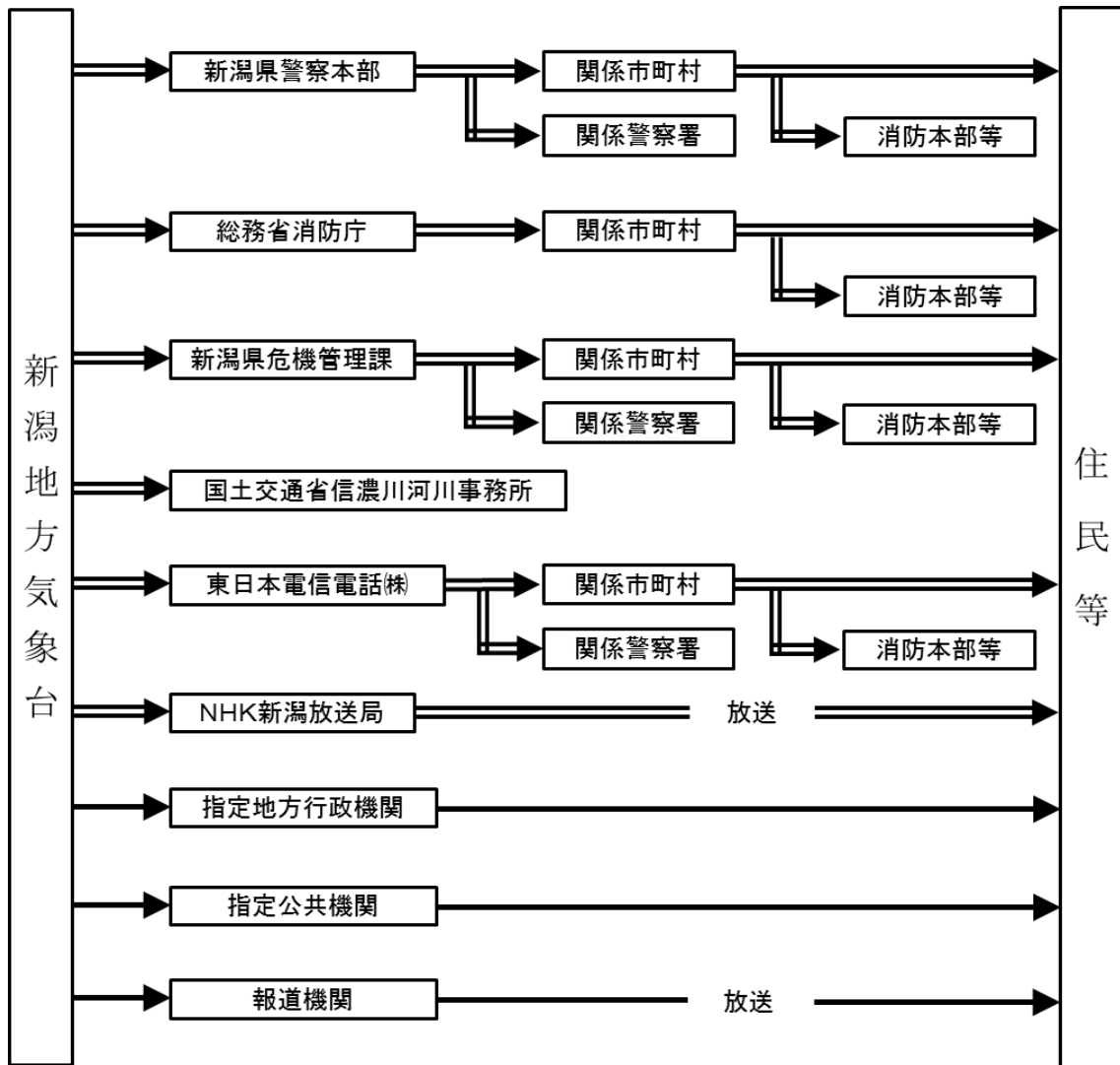
現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想されるとき
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(気象庁が発表する特別警報)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨等についての一般の利用に適合する警報(特別警報)をする。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

2) 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報



4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

予報 区域名	河川名	区 域
魚野川	魚野川	左岸 新潟県南魚沼市五日町地先の県道橋（八海橋）から 信濃川合流地点まで 右岸 新潟県南魚沼市麓地先の県道橋（八海橋）から信濃 川合流地点まで

②洪水予報の対象となる基準観測所

予報 区域 名	河川名	観測所 名	地先名	氾濫 注意水位 (警戒水 位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (危険水 位)
魚野 川	魚野川	六日町	新潟県南魚沼 市坂戸	160.50m	161.20m	161.70m
魚野 川	魚野川	小出	新潟県魚沼市 青島	90.00m	91.30m	91.80m
魚野 川	魚野川	堀之内	新潟県魚沼市 堀之内	82.50m	83.60m	84.10m

③洪水予報の担当官署

予報区域 名	担当官署
魚野川	北陸地方整備局 信濃川河川事務所 新潟地方气象台



④洪水予報の発表形式

発表形式は、資料４－１のとおり。

⑤洪水予報の伝達経路及び手段

洪水予報の伝達経路及び手段は、資料４－２のとおり。

4.3 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が避難判断水位（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 県が行う水位到達情報の通知

①水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区 域
魚野川	左岸 新潟県南魚沼郡湯沢町地内毛度沢合流点から新潟県南魚沼市五日町地先の県道橋（八海橋）まで 右岸 新潟県南魚沼郡湯沢町地内毛度沢合流点から新潟県南魚沼市麓地先の県道橋（八海橋）まで
三国川	左岸 新潟県南魚沼郡湯沢町地内毛度沢合流点から新潟県南魚沼市五日町地先の県道橋（八海橋）まで 右岸 新潟県南魚沼郡湯沢町地内毛度沢合流点から新潟県南魚沼市麓地先の県道橋（八海橋）まで

②水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機 水位 (通報 水位)	氾濫 注意 水位 (警戒 水位)	避難判 断水位 (特別 警戒水 位)	氾濫 危険 水位	関係水防 管理団体
魚野川	中之島	新潟県南 魚沼市中	181.70m	182.10m	182.30m	182.60m	南魚沼市
三国川	三国川	新潟県南 魚沼市深 沢	202.20m	203.20m	203.70m	204.58m	南魚沼市

③水位到達情報の通知の担当官署

河川名	担当官署
魚野川	南魚沼地域振興局地域整備部
三国川	南魚沼地域振興局地域整備部

④水位到達情報の通知の発表形式

発表形式は、資料4-3のとおり。

⑤浸水想定区域

河川名	浸水想定区域
魚野川	南魚沼市
三国川	南魚沼市

⑥水位到達情報の伝達経路及び手段

水位到達情報の伝達経路及び手段は、資料4-4のとおり。

4.4 水防警報

4.4.1 安全確保の原則

水防警報は、水害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うこ

とが難しいことが想定される場合は、水防警報を發表しないという整理の仕方もある。

#### 4.4.2 水害時の河川に関する水防警報

##### (1) 種類及び發表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報を發表したときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び發表基準は、次のとおりである。

種類	内容	發表基準
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を發表する。

##### (2) 国土交通省が行う水防警報

###### ①水防警報を行う河川名、区域

河川名	区域
魚野川	左岸 新潟県南魚沼市五日町地先の県道橋（八海橋）から信濃川合流地点まで 右岸 新潟県南魚沼市麓地先の県道橋（八海橋）から信濃川合流地点まで

②水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機 水位 (通報水 位)	氾濫 注意 水位 (警戒水 位)	避難判 断水位 (特別警 戒水位)	氾濫 危険 水位	関係水防 管理団体
魚野川	六日町	新潟県南魚 沼市坂戸	159.30m	160.50m	161.20m	161.70m	南魚沼市
魚野川	小出	新潟県魚沼 市青島	89.60m	90.00m	91.30m	91.80m	魚沼市
魚野川	堀之内	新潟県魚沼 市堀之内	81.50m	82.50m	83.60m	84.10m	魚沼市

③水防警報の担当官署

河川名	担当官署
魚野川	北陸地方整備局 信濃川河川事務所

④水防警報の発表形式

発表形式は、資料４－５のとおり。

⑤水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料４－４のとおり。

(3) 県が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

河川名	区 域
魚野川	左岸 新潟県南魚沼郡湯沢町地内毛度沢合流点から新潟県南魚沼市五日町地先の県道橋（八海橋）まで 右岸 新潟県南魚沼郡湯沢町地内毛度沢合流点から新潟県南魚沼市麓地先の県道橋（八海橋）まで
三国川	左岸 新潟県南魚沼郡湯沢町地内毛度沢合流点から新潟県南魚沼市五日町地先の県道橋（八海橋）まで 右岸 新潟県南魚沼郡湯沢町地内毛度沢合流点から新潟県南魚沼市麓地先の県道橋（八海橋）まで

②水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機 水位 (通報 水位)	氾濫 注意 水位 (警戒 水位)	避難判 断水位 (特別 警戒水 位)	氾濫 危険 水位	関係水防 管理団体
魚野川	中之島	新潟県南魚 沼市中	181.70m	182.10m	182.30m	182.60m	南魚沼市
三国川	三国川	新潟県南魚 沼市深沢	202.20m	203.20m	203.70m	204.58m	南魚沼市

③水防警報の担当官署

河川名	担当官署
魚野川	南魚沼地域振興局地域整備部
三国川	南魚沼地域振興局地域整備部

④水防警報の発表形式

発表形式は、資料4-5のとおり。

⑤水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料4-4のとおり。

## 第5章 水位等の観測、通報及び公表

### 5.1 水位の観測、通報及び公表

#### (1) 水位観測所

市内及び市が関係する水位観測所は、県管理の水位観測所が3箇所あるほか、国土交通省が管理する水位観測所が6箇所ある。

#### (2) 水位の通報

- ① 水防管理者又は量水標管理者は、水害のおそれがあることを自ら知り、又は4.2の洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が資料5-1に定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。水位通報を受ける関係者は、新潟県水防本部、国土交通省、気象庁のほか、下流域又は氾濫水が到達するおそれのある関係都府県の機関及び関係水防管理者等を量水標ごとに整理した5.3（1）水防管理者又は量水標管理者による水位の通報系統図のとおり。
- ② 各地域振興局長は、管内観測所若しくは水防管理者又は量水標管理者からの水位の通報を受けたときは、直ちに新潟県水防本部に通報するものとする。

#### (3) 水位の公表

量水標管理者又は新潟県水防本部は、量水標・水位観測所の示す水位が資料5-1に定める氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を、次の方法で公表しなければならない。

##### ア 公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。

##### イ 公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

##### ウ 公表の方法

新潟県水防本部を通じて、新潟県河川防災情報システム（URL <http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen/>）に「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況・その他必要事項」を掲載する。

水位状況は、毎正時データが新潟県河川防災情報システムで受電され次第、直ちに更新する。

### 5.2 雨量の観測及び通報

#### (1) 雨量観測所

県内の雨量観測所は、県管理の雨量観測所が5箇所ある。また、国土交通省管理の雨量観測所が10箇所、気象庁管理の雨量観測所が1箇所ある。

詳細は、資料5-2のとおりである。

#### (2) 雨量の通報

地域振興局長は、管内観測所からの雨量の情報を直ちに新潟県水防本部に通報し、新潟県水防本部はその情報を関係する地域振興局に通報するものとする。

新潟県水防迅速化システムにより新潟県水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

(3) 通報系統

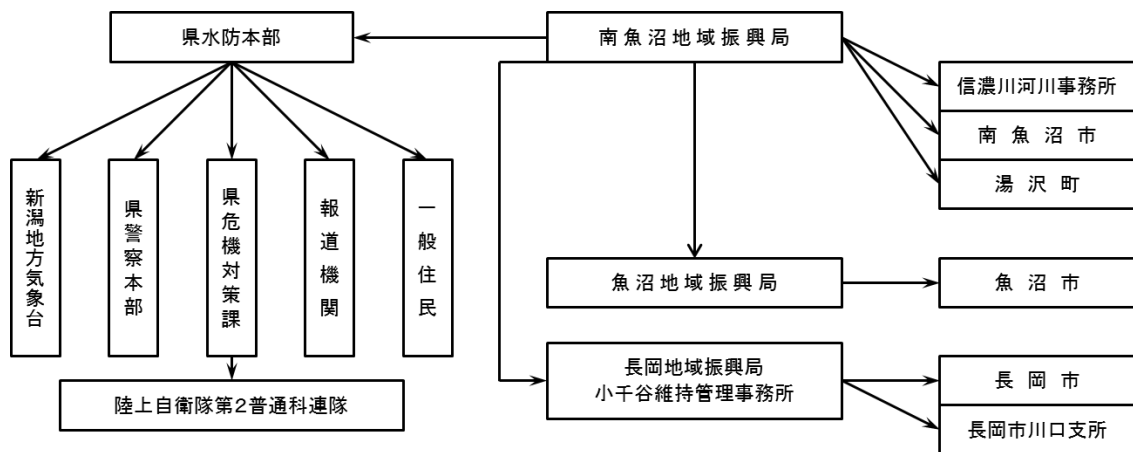
5.3 (3) 雨量の通報系統図に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽して迅速確実に通報する。

5.3 水位等の通報系統図

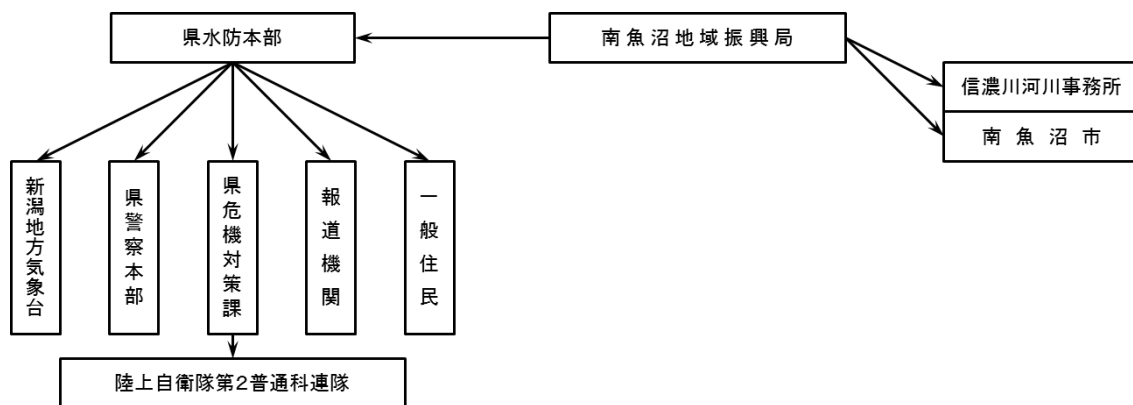
(1) 水位の通報系統図

水防管理者又は量水標管理者による水位の通報は、以下に示す基本系統に従って行うものとする。

魚野川における水位の通報系統図



三国川における水位の通報系統図



(2) 雨量の通報系統図

雨量の通報系統は、資料4-4に示す基本系統に従って行うものとする。

## 第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、以下のホームページでパソコンや携帯電話から確認することができる。

### (1) 気象情報

気象庁

<http://www.jma.go.jp/>

### (2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・川の防災情報

<http://www.river.go.jp/>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

新潟県

- ・新潟県河川防災情報システム

<http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen/>



## 第7章 ダム・水門等の操作

### 7.1 ダム・水門等

#### (1) 河川区間のダム・水門

水防上重要なダム及び水門等は資料7-1のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、水害時又は水害のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

各施設の操作規則の概要については資料7-3のとおりである。

### 7.2 操作の連絡

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに所管地域振興局、下流地域等の水防管理団体に迅速に連絡するものとする。

### 7.3 連絡系統

三国川ダムについては資料7-3のとおり、その他については資料4-4の連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

## 第8章 通信連絡

### 8.1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話の通信系統は、資料4-4のとおりとする。

### 8.2 非常通話の取扱い

異常事態により即時通話ができないときでも非常の場合には公衆電話施設を「非常通話」として優先的に使用することができる。

非常通話は水害が発生し、又は発生するおそれがある旨の通報及び警報若しくは、予防のため緊急を要する事項を内容とする通話である。水防機関相互間において使用するものに限定されている。

非常通話の申込みは、やむを得ない理由がある場合を除き、NTTへ登録した番号の加入電話により申し込むものとする。この場合かならず「非常」の旨及びその必要な理由を申し出るものとする。

### 8.3 その他の通話施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 国土交通省湯沢砂防事務所
- (2) 東北電力株式会社魚沼営業所通信施設

## 第9章 水防施設及び輸送

### 9.1 水防倉庫及び水防資器材

- ① 市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料9のとおりである。
- ② 水防管理者は、資器材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資器材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- ③ 水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所長又は新潟県南魚沼地域振興局長に電話にて承認を受けるものとする。

### 9.2 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成する努力をする。

## 第10章 水防活動

### 10.1 水防配備

#### (1) 市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり水害発生のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。但し、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

配備区分	配備の時期	配備人員
第1 配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴風、大雨、洪水等の警報が発令され、災害発生が予測される時。</li> <li>・ 市内河川の観測所で氾濫注意水位（警戒水位）を越えたとき</li> <li>・ 指定河川洪水予報（魚野川）が発表されたとき</li> </ul>	総務部・建設部・市民課・福祉課・介護保険課・ 大和市民センター・ 塩沢市民センター
第2 配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記録的短期大雨情報が発表されたとき。</li> <li>・ 災害発生が確実と判断される時。</li> <li>・ 局地的又は散発的に小災害が発生したとき。</li> </ul> ※各方面班に指定されている職員は、指定されている場所に参集すること。	総務部・建設部・市民生活部・産業振興部・福祉課・介護保険課・ 大和市民センター・ 塩沢市民センター・ 企業部・各方面班
第3 配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現に災害が発生し、その規模及び範囲において緊急に応急対策を実施するとき。</li> <li>・ 気象特別警報が発令されたとき。</li> <li>・ その他緊急に対策を要する気象警報が発令され、甚大な被害の発生が予測される時。</li> <li>・ その他、緊急に対策を要する事態が生じたとき。</li> </ul> ※各方面班に指定されている職員は、指定されている場所に参集すること。	全職員緊急招集

#### (2) 消防団の非常配備

##### ①消防団の管轄地域等

各消防団の管轄地域は、資料10-1のとおりである。

##### ②消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。	水防管理者はその後の情勢を把握することに努め、団員が直ちに次の段階に速やかに入りうるような態勢を整備しておくものとする。
準備	河川水位が水防団待機水位（通報水位）を越え、なお上昇し、氾濫注意水位（警戒水位）を越える恐れがあるとき。	消防団及び消防機関、水防協力団体の長は所定の詰所に集合し、また資材及び器具の整備点検、作業員の配備計画等に当たり、ダム、水こう門、ひ門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視のため一部団員に出動させる。
出動	河川の水位が氾濫注意（警戒水位）以上に上昇する恐れがあり出動の必要を認めたとき。	消防団及び消防機関、水防協力団体の全員が所定に集合し、警戒配備につく。
解除	新潟県水防本部長又は水防管理者より解除の指令をしたとき	

## 10.2 巡視及び警戒

### (1) 平常時

水防管理者、消防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や水害経過後に、重要水防箇所又は水害箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

### (2) 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び

警戒をさらに厳重にし、資料3-2及び資料3-3に定める重要水防箇所（本計画第3章参照）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、南魚沼地域振興局長及び河川等の管理者に報告し、南魚沼地域振興局長は新潟県水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.6に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂または沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂および欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

### 10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料10-2のとおりである。

その際、団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

### 10.4 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

### 10.5 避難のための立退き

- ①水害により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、南魚沼警察署長にその旨を通知するものとする。
- ②水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を南魚沼地域振興局長に速やかに報告するものとする。
- ③水防管理者は、南魚沼警察署長と協議の上、あらかじめ立退き計画を作成し、立退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。

## 10.6 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

### (1) 決壊の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

特に暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンは行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない（本計画第4章参照）。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に水害時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

### (2) 決壊・漏水等の通報系統

水防管理者が行う決壊・漏水等の通報系統は、資料4-4のとおりとする。

### (3) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

## 10.7 水防配備の解除

### (1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、南魚沼地域振興局を通じ新潟県水防本部に報告するものとする。

### (2) 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、新潟県水防本部長又は水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

## 第11章 水防信号、水防標識等

### 11.1 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 消防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

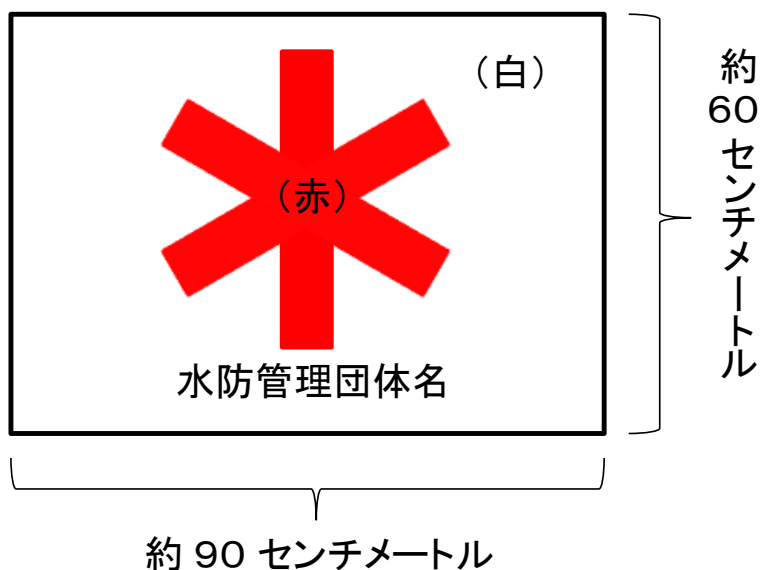
	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第2信号	○－○－○ ○－○－○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○ ○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第4信号	乱打	約 1分 5秒 1分 ○－休止－○－

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
  - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
  - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。



## 11.2 水防標識

法第 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



## 11.3 身分証票

消防団長、消防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第 号	身分証票
住 所	
氏 名	
職 名	
上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。	
平成 年 月 日	
	南魚沼市長
	氏 名 印

(裏)

- (1) 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
- (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

## 第12章 協力及び応援

### 12.1 河川管理者の協力

河川管理者北陸地方整備局信濃川河川事務所又は、新潟県は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行う。

<河川管理者北陸地方整備局信濃川河川事務所の協力が必要な事項>

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視画像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達地点の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供又は貸与
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

<河川管理者新潟県の協力が必要な事項>

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

### 12.2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、協定に基づき長岡市長、魚沼市長、湯沢町長に対して応援を求めるものとする。

また、上記市長又は町長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

### 12.3 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、南魚沼警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ南魚沼警察署長と協議しておくものとする。

#### 12.4 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

#### 12.5 関係機関との連携

##### (1) 水防連絡会

市は、水防関係機関で組織する信濃川・魚野川水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

##### (2) ホットライン

市は河川の水位状況については国土交通省信濃川河川事務所とのホットラインにより、また気象状況については新潟地方气象台・三国川ダムとのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

#### 12.6 企業との連携

市は、出水時の水防活動に際し、資器材の提供等に関して南魚沼市建設業安全協議会・アクティオと協定を締結している。

## 第13章 費用負担と公用負担

### 13.1 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

### 13.2 公用負担

#### (1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 工作物その他の障害物の処分

#### (2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証	
南魚沼市消防団	〇〇部長
氏	名
上記のものに	区域における水防法第28条第1項の権限を委任
したことを証明する。	
平成 年 月 日	
	水防管理者
	氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書			
第	号		
種	類	員	数
使	用	収	用
		処	分
平	成	年	月
			日
		水防管理者	氏
		事務取扱者	氏
			名
			名
			印
		殿	

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第14章 水防報告等

### 14.1 水防概況報告

水防管理者は、水防活動終了後2日以内に地域振興局を經由して新潟県水防本部及び河川管理者にその概況を報告すること。

なお、特に次期水防に必要な資材等の不足が生じた場合はその旨あわせて連絡するものとする。

### 14.2 水防管理団体の報告

(1) 水防管理団体の長は水防が集結したときは、遅延なく次の事項を取りまとめて資料14により、地域振興局長及び所轄国土交通省河川事務所長に報告しなければならない。

- ① 水防実施河川名及び位置
- ② 活動日時
- ③ 活動人員（当該個所の延人員）
- ④ 水防活動費の内訳
- ⑤ その他必要事項

(2) 下記事項について報告の必要はないが、メモ等を整理しておき、必要に応じて報告する

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 警戒出動及び解散命令の時刻
- ③ 消防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ④ 水防作業の状況
- ⑤ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑥ 使用資材の種類及び員数とその消耗量及び回収分（水防資材費が不明のときはとりあえずその旨を報告すること）
- ⑦ 水防法第28条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- ⑧ 障害物を処分した数量及びその理由、並びに除去の場所
- ⑨ 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者住所氏名とその事由
- ⑩ 自衛隊及び一般の応援の状況
- ⑪ 居住者出勤の状況
- ⑫ 警察の援助状況
- ⑬ 現場指導官公吏氏名
- ⑭ 立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑮ 水防関係者の死傷
- ⑯ 殊勲者及びその功績
- ⑰ 殊勲消防団とその功績
- ⑱ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見
- ⑲ その他必要な事項

## 第15章 水防訓練

市は、毎年出水期前に、消防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

## 第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

### 16.1 浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係る浸水想定区域図は次のとおりである。

魚野川浸水想定区域図

(平成14年4月30日公表：国土交通省北陸地方整備局信濃川事務所)

(平成19年7月31日公表：新潟県)

水無川浸水想定区域図

(平成20年11月28日公表：新潟県)

### 16.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

洪水予報指定河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとなっている。

①洪水予報、水位到達情報の伝達方法

②避難場所その他水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

③浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設でその利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその水害時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があつた施設に限る。）

本市の地域防災計画で定められている要配慮者利用施設は、資料16のとおりであり、水害時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。



### 16.3 洪水ハザードマップ

本市では、浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、ハザードマップに記載した事項を、市のホームページへ掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。

これらのハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

### 16.4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

当該施設については資料 16 のとおりである。

### 16.5 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の水害時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の水害時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

## 第17章 水防協力団体

### 17.1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

### 17.2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

### 17.3 水防協力団体の消防団等との連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年消防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

### 17.4 水防協力団体の申請・指定及び運用

市は、水防協力団体の申請があった場合は、資料17-1を基に指定することとする。また指定の際は、併せて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適正かつ確実に行われるよう、資料17-5によるものとする。

資料編

資料 3 - 1 重要水防箇所評定基準

種別	重要度		要注意区間
	A水防上最も重要な区間	B水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現状の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間にあっては計画高潮位)と現状の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施行の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れまたはすべりが発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施行の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部のある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取付部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部のある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋りょう、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締め切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で筑後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

資料 3 - 2 重要水防区間 (国土交通省管理区間)

河川名	番号	大字	延長		重点	A	B	要注意	現況	予想される危険	対策水防工法
			始点	終点							
魚野川	L38	五箇	17.65 +122	17.85 +12		左 131			堤防高A、堤防断面A	越水、 欠壊	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)
	L39	五箇	17.85 +12	17.85 +75			左 63		堤防高B、堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川裏)、 旧川跡	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)、 月の輪工、 釜段工
	L40	五箇	17.85 +75	18.05			左 144		堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川裏)、 旧川跡	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し工)、 月の輪工、 釜段工
	L41	五箇	18.05	18.65 +76			左 678		堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	L42	五箇	18.65 +76	18.65 +181			左 105		法崩れ・すべりB(川裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	L43	五箇	18.65 +181	19.05			左 194		堤防高B、 法崩れ・すべりB(川裏)、 旧川跡	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)、 月の輪工、 釜段工
	L44	五箇	19.05	19.05 +103			左 103		堤防高B、堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川裏)、 旧川跡	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)、 月の輪工、 釜段工
	L45	五箇	19.05 +103	19.25 +133			左 240		堤防高B、堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川裏)、 水衝・洗掘B、 旧川跡	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、 月の輪工、 釜段工、 ブロック投入工・ 蛇籠工
	L46	五箇	19.25 +133	19.45			左 92		堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川裏)、 水衝・洗掘B、 旧川跡	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し工)、 月の輪工、 釜段工、 ブロック投入工・ 蛇籠工
	L47	五箇	19.45	19.45 +26			左 26		法崩れ・すべりB(川裏)、 水衝・洗掘B、 旧川跡	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し工)、 月の輪工、 釜段工、 ブロック投入工・ 蛇籠工
	L48	五箇	19.45 +26	19.45 +54			左 28		法崩れ・すべりB(川裏)、 旧川跡	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し工)、 月の輪工、 釜段工
	L49	町屋	19.45 +54	19.85 +160			左 514		堤防高B、 法崩れ・すべりB(川裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	L50	町屋	19.85 +160	19.85 +171		左 11			堤防高B、堤防断面A、 法崩れ・すべりB(川裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	L51	町屋	19.85 +171	19.85 +180		左 9			堤防高A、堤防断面A、 法崩れ・すべりB(川裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	L52	浦佐	20.65	20.85			左 210		堤防高B、 法崩れ・すべりB(川表)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	L53	浦佐	20.85	21.05 +118			左 331		堤防高B、 法崩れ・すべりB(川表・ 川裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)、 月の輪工
L54	浦佐	21.05 +118	21.05 +129		左 11			堤防高B、堤防断面A、 法崩れ・すべりB(川表)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)、 月の輪工	

河川名	番号	大字	延長		重点	A	B	要注意	現況	予想される危険	対策水防工法
			始点	終点							
魚 野 川	L55	浦佐	21.05 +129	21.05 +149		左 20			堤防高A、堤防断面A、 法崩れ・すべりB(川表)	越水、 欠壊	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)
	L56	浦佐	21.05 +149	21.05 +191		左 42			堤防高A、 法崩れ・すべりB(川表)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	L57	浦佐	21.05 +191	21.05 +238			左 47		堤防高B、 法崩れ・すべりB(川表)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	L58	浦佐	21.05 +238	21.26 +142			左 163		法崩れ・すべりB(川表)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	L59	浦佐	21.26 +142	21.85 -50			左 402		堤防高B、 法崩れ・すべりB(川表)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	L60	浦佐	21.85 -50	21.85 +10			左 60		堤防高B、 法崩れ・すべりB(川裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	L61	浦佐	21.85 +10	22.05 +127			左 308		堤防高B、 法崩れ・すべりB(川裏)、 水衝・洗掘B	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)、 月の輪工、 ブロック投入工・蛇籠工
	L62	浦佐	22.05 +127	22.65 +28			左 476		堤防高B、 法崩れ・すべりB(川裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	L63	芹田	22.65 +55	22.65 +195			左 140		堤防高B、 法崩れ・すべりB(川表・川裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	L64	芹田	22.65 +195	22.65 +199			左 4		堤防高B、堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川表・川裏)、 水衝・洗掘B	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)、 月の輪工、 ブロック投入工・蛇籠工
	L65	芹田	22.65 +199	22.85 +20			左 82		堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川表・川裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	L66	芹田	22.85 +20	22.85 +110			左 90		法崩れ・すべりB(川表・川裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	L67	芹田	22.85 +110	23.05 +26			左 124		堤防高B、 法崩れ・すべりB(川表・川裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	L68	芹田	23.05 +26	23.25 +150			左 326		堤防高B、堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川表・川裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	L69	芹田	23.25 +150	23.45			左 68		堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川表・川裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	L70	九日町	23.45	23.45 +77			左 77		堤防高A、堤防断面A	越水、 欠壊	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)
	L71	九日町	23.45 +77	24.25 +10			左 707		法崩れ・すべりB(川表・川裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し工)、 月の輪工

河川名	番号	大字	延長		重点	A	B	要注意	現況	予想される危険	対策水防工法
			始点	終点							
魚 野 川	L72	九日町	24.25 +10	24.25 +77		左 67			法崩れ・すべりB(川表・川裏)、水衝・洗掘A	欠壊、漏水	シート張り工(木流し工)、月の輪工、ブロック投入工・蛇籠工
	L73	九日町	24.25 +77	24.25 +106		左 29			水衝・洗掘A	欠壊	ブロック投入工・蛇籠工
	L74	九日町	24.25 +106	24.25 +157		左 51			堤防高B、堤防断面B、法崩れ・すべりB(川表・川裏)、水衝・洗掘A	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工、ブロック投入工・蛇籠工
	L75	九日町	24.25 +157	24.45		左 43			堤防断面B、法崩れ・すべりB(川表・川裏)、水衝・洗掘A	欠壊、漏水	シート張り工(木流し工)、月の輪工、ブロック投入工・蛇籠工
	L76	九日町	24.45	24.45 +27			左 27		堤防断面B、法崩れ・すべりB(川表・川裏)、水衝・洗掘B	欠壊、漏水	シート張り工(木流し工)、月の輪工、ブロック投入工・蛇籠工
	L77	九日町	24.45 +27	24.45 +30			左 53		堤防高B、堤防断面B、法崩れ・すべりB(川表・川裏)、水衝・洗掘B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工、ブロック投入工・蛇籠工
	L78	九日町	24.45 +80	24.45 +143			左 63		堤防高B、堤防断面B、法崩れ・すべりB(川表・川裏)、水衝・洗掘B	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工、ブロック投入工・蛇籠工
	L79	九日町	24.45 +143	24.65 +26		左 108			堤防高A、堤防断面A	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)
	L80	九日町	24.65 +26	24.65 +150			左 124		堤防高B、法崩れ・すべりB(川裏)	越水、欠壊	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工
	L81	九日町	24.65 +150	24.85 +120			左 175		法崩れ・すべりB(川裏)	欠壊、漏水	シート張り工(木流し工)、月の輪工
	L82	九日町	24.85 +120	24.85 +171			左 51		法崩れ・すべりB(川裏)、水衝・洗掘B	欠壊、漏水	シート張り工(木流し工)、月の輪工、ブロック投入工・蛇籠工
	L83	九日町	24.85 +171	25.25			左 252		法崩れ・すべりB(川裏)	欠壊、漏水	シート張り工(木流し工)、月の輪工
	L84	九日町	25.25	25.45 +90			左 283		堤防断面B、法崩れ・すべりB(川裏)	欠壊、漏水	シート張り工(木流し工)、月の輪工
	L85	九日町	25.45 +100	25.45 +154			左 54		堤防断面B、法崩れ・すべりB(川裏)	欠壊、漏水	シート張り工(木流し工)、月の輪工
	L86	今町	25.45 +154	25.45 +184		左 30			堤防断面B、法崩れ・すべりB(川裏)、水衝・洗掘A	欠壊、漏水	シート張り工(木流し工)、月の輪工、ブロック投入工・蛇籠工
	L87	今町	25.45 +184	25.65 +18		左 28			堤防高B、堤防断面B、法崩れ・すべりB(川裏)、水衝・洗掘A	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工、ブロック投入工・蛇籠工
	L88	今町	25.65 +18	25.85 +100		左 269			堤防断面B、法崩れ・すべりB(川裏)、水衝・洗掘A	欠壊、漏水	シート張り工(木流し工)、月の輪工、ブロック投入工・蛇籠工
	L89	今町	25.85 +100	26.05 +22			左 110		堤防断面B、法崩れ・すべりB(川裏)	欠壊、漏水	シート張り工(木流し工)、月の輪工
	L90	今町	26.05 +22	26.25 +149			左 329		堤防高B、堤防断面B、法崩れ・すべりB(川裏)	越水、欠壊、漏水	積み土のう工、シート張り工(木流し工)、月の輪工

河川名	番号	大字	延長		重点	A	B	要注意	現況	予想される危険	対策水防工法
			始点	終点							
魚 野 川	L91	今町	26.25 +149	26.45 +62		左 139			堤防高A、堤防断面A	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	L92	五日町	26.45 +62	26.65 +100			左 232		堤防高B、堤防断面 B、 法崩れ・すべりB(川 裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	L93	五日町	26.65 +100	26.65 +186			左 86		堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川 裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	L94	五日町	26.65 +186	26.85 +134		左 150			堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川 裏)、 水衝・洗掘A	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し 工)、月の輪工、 ブロック投入工・蛇籠工
	L95	五日町	26.85 +134	26.85 +196			左 62		堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川 裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	L96	五日町	26.85 +196	27.05 +20			左 26		法崩れ・すべりB(川 裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	L97	五日町	27.05 +20	27.05 +48			左 28		堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川 裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	L98	五日町	27.05 +48	27.25 +53			左 209		堤防高B、堤防断面 B、 法崩れ・すべりB(川 裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	L99	五日町	27.25 +53	27.45			左 171		堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川 裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	L100	五日町	27.45	27.85			左 408		法崩れ・すべりB(川 裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	R79	天王町	20.25 +153				右 153		法崩れ・すべりB(川 表・川裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	R80	天王町	20.25 +153	21.05 +98			右 663		堤防高B、 法崩れ・すべりB(川 表・川裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	R81	天王町	21.05 +98	21.26 +133			右 239		法崩れ・すべりB(川 表・川裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	R82	天王町	21.26 +134	21.45 +87			右 134		堤防高B	越水	積み土のう工
	R83	天王町	21.45 +87	21.45 +155			右 68		堤防高B、堤防断面 B、 水衝・洗掘B	越水、 欠壊	積み土のう工、 シート張り工(木流し 工)、 ブロック投入工・蛇籠工
	R84	天王町	21.45 +155	21.65 +40			右 79		水衝・洗掘B	欠壊	ブロック投入工・蛇籠工
	R85	鰻島	22.25 +214	22.45 +159		右 202			堤防高A、堤防断面A	越水、 欠壊	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)
	R86	鰻島	22.45 +159	23.05 +47			右 451		堤防高B、堤防断面 B、 法崩れ・すべりB(川 裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	R87	鰻島	23.05 +47	23.05 +173			右 126		堤防高B、堤防断面 B、 法崩れ・すべりB(川 裏)、 水衝・洗掘A	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し 工)、月の輪工、 ブロック投入工・蛇籠工
	R88	鰻島	23.05 +173	23.25 +130			右 161		堤防高B、堤防断面 B、 法崩れ・すべりB(川 裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し 工)、月の輪工
R89	海士ヶ島 新田	23.25 +130	23.65 +20			右 295		堤防高B、堤防断面 B、 法崩れ・すべりB(川 裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し 工)、月の輪工	
R90	海士ヶ島 新田	23.65 +20	23.85 +98			右 301		堤防高B、 法崩れ・すべりB(川 裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し 工)、月の輪工	



河川名	番号	大字	延長		重点	A	B	要注意	現況	予想される危険	対策水防工法
			始点	終点							
魚 野 川	R91	海士ヶ島 新田	23.85 +228	23.85 +349			右 121		堤防高B、堤防断面 B、 法崩れ・すべりB(川 裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	R92	海士ヶ島 新田	23.85 +349	24.05 +121			右 148		堤防高B、 法崩れ・すべりB(川 裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	R93	海士ヶ島 新田	24.05 +121	24.05 +139			右 18		法崩れ・すべりB(川 裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	R94	海士ヶ島 新田 ～柳古新 田	24.05 +139	24.05 +204			右 65		堤防高B、 法崩れ・すべりB(川 裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	R95	柳古新田	24.05 +204	24.25 +3			右 30		堤防高B、堤防断面 B、 法崩れ・すべりB(川 裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	R96	柳古新田	24.25 +3	24.25 +89			右 86		堤防高B、堤防断面 A、 法崩れ・すべりB(川 裏)、 水衝・洗掘A	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し 工)、月の輪工、 ブロック投入工・蛇籠工
	R97	今町新田	24.25 +89	24.25 +227			右 138		堤防高B、堤防断面 B、 法崩れ・すべりB(川 裏)、 水衝・洗掘A	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し 工)、月の輪工、 ブロック投入工・蛇籠工
	R98	今町新田	24.25 +227	24.65 +142			右 437		堤防高B、堤防断面 B、 法崩れ・すべりB(川 裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	R99	今町新田	24.65 +142	25.05 +161			右 401		堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川 裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	R100	今町新田	25.05 +161	25.25 +6			右 20		法崩れ・すべりB(川 裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	R101	今町新田	25.25 +6	25.85 +131			右 770		堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川 裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	R102	水尾新田	25.85 +131	26.25			右 281		堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川 表・川裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	R103	水尾新田	26.25	26.25 +70			右 70		堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川 表・川裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	R104	水尾新田	26.25 +70	26.25 +79	右 9		右 9		堤防高B、堤防断面 B、 法崩れ・すべりB(川 表・川裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	R105	水尾新田	26.25 +79	26.25 +90	右 11	右 11			堤防高B、堤防断面 B、 法崩れ・すべりB(川 表・川裏)、水衝・洗 掘A	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し 工)、月の輪工、 ブロック投入工・蛇籠工
	R106	水尾新田	26.25 +90	26.45 +9			右 121		堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川 表・川裏)、 水衝・洗掘A	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し 工)、月の輪工、 ブロック投入工・蛇籠工
	R107	水尾新田	26.45 +9	26.45 +185			右 176		堤防高B、堤防断面 B、 法崩れ・すべりB(川 表・川裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し 工)、月の輪工
	R108	水尾新田	26.45 +185	26.65 +150			右 162		堤防高B、堤防断面 B、法崩れ・すべりB (川表・川裏)、水衝・ 洗掘A	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、シート張 り工(木流し工)、月の輪 工、ブロック投入工・蛇 籠工

河川名	番号	大字	起点		重点	A	B	要注意	現況	予想される危険	対策水防工法
			始点	終点							
魚野川	R109	水尾新田	26.65 +150	26.65 +200			右 50		堤防高B、堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川表・川裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	R110	水尾新田	26.65 +200	26.85			右 53		堤防高A、堤防断面A	越水、 欠壊	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)
	R111	水尾新田	26.85	26.85 +164			右 164		堤防高B、堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川表・川裏)	越水、 欠壊、 漏水	積み土のう工、 シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	R112	水尾新田	26.85 +164	27.05			右 34		堤防断面B、 法崩れ・すべりB(川表・川裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	R113	水尾新田	27.05	27.45 +3			右 384		法崩れ・すべりB(川表・川裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し工)、 月の輪工
	R114	水尾新田	27.45 +3	27.45 +40			右 220		法崩れ・すべりB(川表・川裏)、 水衝・洗掘A	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し工)、 月の輪工、 ブロック投入工・蛇籠工
	R115	水尾新田	27.45 +40	27.85			右 164		法崩れ・すべりB(川表・川裏)	欠壊、 漏水	シート張り工(木流し工)、 月の輪工
計	左計				0	1,215	8,468	0			
	左箇所数				0	17	46	0			
	右計				20	993	6,012	0			
	右箇所数				2	8	29	0			
	合計				20	2,208	14,480	0			
	箇所数計				2	25	75	0			

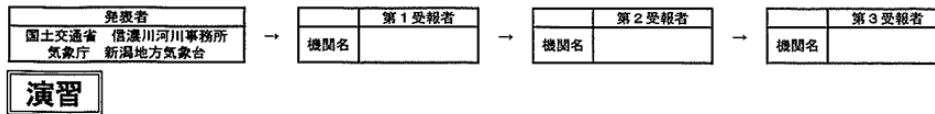
資料3-3 重要水防区間（新潟県管理区間）

河川名	番号	大字	重点	A	B	要注意	現況	予想される危険	対策水防工法	
魚野川	1-1	八海橋 城巻橋		右 21,00 左 1,900			堤防高 (流下能力)	欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	
	1-2	青木新田	左 200				水衝、洗掘	欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	台風18号 被害復旧 まで
	1-3	城巻橋 二日町		右 1,700 左 1,700			堤防高 (流下能力)	欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	
	1-4	旭橋 前島橋	左 1,800				堤防高 (流下能力)	越水 欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工、 木流し工	
	1-5	前島橋 丸池新田	右 4,500 左 4,500				水衝 堤防高 (流下能力)	越水 欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工、 木流し工	台風18号 被害復旧 まで
	1-6	丸池新田 五十嵐橋	右 3,600 左 3,600				堤防高 (流下能力)	欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工、 木流し工	
計	左計		10,100	3,600	0	0				
	左箇所数		4	2	0	0				
	右計		8,100	3,800	0	0				
	右箇所数		2	2	0	0				
	全体計		18,200	7,400	0	0				
	箇所数計		6	4	0	0				

河川名	番号	大字	重点	A	B	要注意	現況	予想される危険	対策水防工法	
田河川	7	市野江			右 450 左 450		水衝、洗掘	欠壊	むしろ張り工 木流し工	
辻又川	2	辻又			右 400		水衝、洗掘	欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	
栃原 沢川	3	五箇		右 345 左 393			堤防高 (流下能力)	欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	
水無川	4-1	八色 黒土新田			左 2,700		水衝、洗掘	欠壊	むしろ張り工、 木流し工	
	4-2	八色 黒土新田			右 2,200		水衝、洗掘	欠壊	むしろ張り工、 木流し工	
うるし 沢川	6	浦佐		右 500 左 500			堤防高 (流下能力)	欠壊	積み土のう工、	
一村 天神川	5	芹田		右 1,300 左 1,300			水衝、洗掘	欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	
寺沢川	8-1	寺尾		右 470 左 470			堤防高 (流下能力)	越水 欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	
	8-2	寺尾			右 190 左 190		堤防高 (流下能力)	越水 欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	
押堀川	9	河原沢		右 1,300 左 1,300			漏水	漏水	木流し工 月の輪工	
宇田 沢川	10	下原新田 上原			右 1,825 左 2,000		水衝、洗掘	欠壊	積み土のう工	
四十日 川	20	青木新田 四十日			右 1,300 左 1,300		水衝、洗掘	欠壊	積み土のう工、 木流し工	
久瀬川	11	野田 北田中		右 1,000 左 1,000			堤防高 (流下能力)	越水 欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	
三国川	12-1	小川			右 160		水衝、洗掘	欠壊	木流し工、 すて土のう工	
	12-2	津久野			左 300		水衝、洗掘	欠壊	木流し工、 すて土のう工	

河川名	番号	大字	重点	A	B	要注意	現況	予想される危険	対策水防工法	
皆沢川	19	山谷			右 960 左 960		水衝、洗掘	欠壊	むしろ張り工 木流し工	
庄之又川	13	二日町			右 3,000 左 3,000		堤防断面	欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	
平手川	17	余川		右 1,000 左 972			堤防高 (流下能力)	欠壊	木流し工、 すて土のう工	
十二沢川	14	六日町	右 1,310 左 1,310				堤防高 (流下能力)	越水 欠壊	積み土のう工、	
山王川	15	大月		右 1,000 左 1,000			堤防高 (流下能力)	越水 欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	
浦川	16	西泉田		右 444 左 444			堤防高 (流下能力)	越水 欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	
鎌倉沢川	18	六日町		右 900 左 900			堤防高 (流下能力)	欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	
北沢川	21	小栗山 思川			右 200 左 200		堤防高 (流下能力)	欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	
伊田川	22-1	西泉田 泉盛寺		右 1,300 左 1,300			堤防高 (流下能力)	越水 欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	
	22-2	西泉田 泉盛寺			右 1,020 左 1,020		堤防高 (流下能力)	越水 欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	
足柄沢川	23	塩沢		右 710 左 710			堤防高 (流下能力)	越水	積み土のう工、 むしろ張り工	
北沢川	24	目来田 樺野沢			右 1,170 左 1,170		堤防高 (流下能力)	欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	
高棚川	25	三郎丸 枝吉			右 2,700 左 2,700		堤防高 (流下能力)	越水 欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	
登川	26	三郎丸 早川			右 2,400 左 2,400		水衝、洗掘	欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	
小松沢川	27	小松沢			右 160 左 160		堤防高 (流下能力)	欠壊	むしろ張り工 すて土のう工	
一之沢川	30	一之沢			右 400 左 400		水衝、洗掘	欠壊	積み土のう工、 木流し工	
城之入川	28	南田中		右 2,000 左 2,000			堤防高 (流下能力)	越水 欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	
窪川	31	君沢			右 200 左 200		堤防断面	欠壊	積み土のう工、	
仁田川	29	仁田口			右 500 左 500		堤防断面	欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	
戸沢川	32-2	田中		右 700 左 700			堤防断面	越水 欠壊	積み土のう工、 むしろ張り工	
計	左計		1,310	12,989	19,650	0				
	左箇所数		1	14	17	0				
	右計		1,310	12,969	18,835	0				
	右箇所数		1	14	18	0				
	全体計		2,620	25,958	38,485	0				
	箇所数計		2	28	35	0				

資料4-1 洪水予報（国土交通省・気象庁共同発表） 発表形式（例）



**演習**

**魚野川はん濫注意情報**

魚野川洪水予報第1号  
洪水注意報（発表）  
平成25年02月19日13時30分  
信濃川河川事務所 新潟地方気象台 共同発表

（見出し）

**魚野川では、はん濫注意水位（レベル2）に到達、水位はさらに上昇**

（主文）

魚野川の堀之内水位観測所（魚沼市）では、19日13時20分頃に、はん濫注意水位（レベル2）に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

（雨量）

現在、雨は小降りになりました。

流域	18日05時00分～19日13時10分までの流域平均雨量	19日13時10分～19日16時10分までの流域平均雨量の見込み
魚野川流域	18ミリ	0ミリ

（水位）

魚野川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m) 又は 流量(m <sup>3</sup> /s)		水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険
六日町 水位観測所 (南魚沼市)	19日13時20分の状況	160.48				
	19日14時10分の予測	160.68				
	19日15時10分の予測	160.88				
	19日16時10分の予測	161.08				
小出 水位観測所 (魚沼市)	19日13時20分の状況	89.86				
	19日14時10分の予測	90.36				
	19日15時10分の予測	90.86				
	19日16時10分の予測	91.36				
堀之内 水位観測所 (魚沼市)	19日13時20分の状況	82.68				
	19日14時10分の予測	82.88				
	19日15時10分の予測	83.08				
	19日16時10分の予測	83.28				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
レベル4については、はん濫危険水位と計画高水位を按分しており、はん濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（注意事項）

（参考資料）

（単位:水位(m) 又は 流量(m<sup>3</sup>/s)）

観測所名	六日町 水位観測所 南魚沼市	小出 水位観測所 魚沼市	堀之内 水位観測所 魚沼市
レベル4 はん濫危険水位※	161.70	91.80	84.10
レベル3 避難判断水位※	161.20	91.30	83.60

レベル2 はん濫注意水位	160.50	90.00	82.50
レベル1 水防団待機水位	159.30	89.60	81.50
受け持ち区間	魚野川 左岸 新潟県南魚沼市から新潟県南魚沼市 右岸 新潟県南魚沼市から新潟県魚沼市	魚野川 左岸 新潟県南魚沼市から新潟県魚沼市 右岸 新潟県魚沼市から新潟県魚沼市	魚野川 左岸 新潟県魚沼市から新潟県長岡市 右岸 新潟県魚沼市から新潟県長岡市
はん濫が発生した場合の浸水想定区域			

※避難判断水位、はん濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所  
の避難判断水位・はん濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	はん濫の発生以降	はん濫水への警戒を求める段階
レベル4	はん濫危険水位からはん濫発生まで	いつはん濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位からはん濫危険水位まで	避難の必要も含めてはん濫に対する警戒を求める段階
レベル2	はん濫注意水位から避難判断水位まで	はん濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位からはん濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

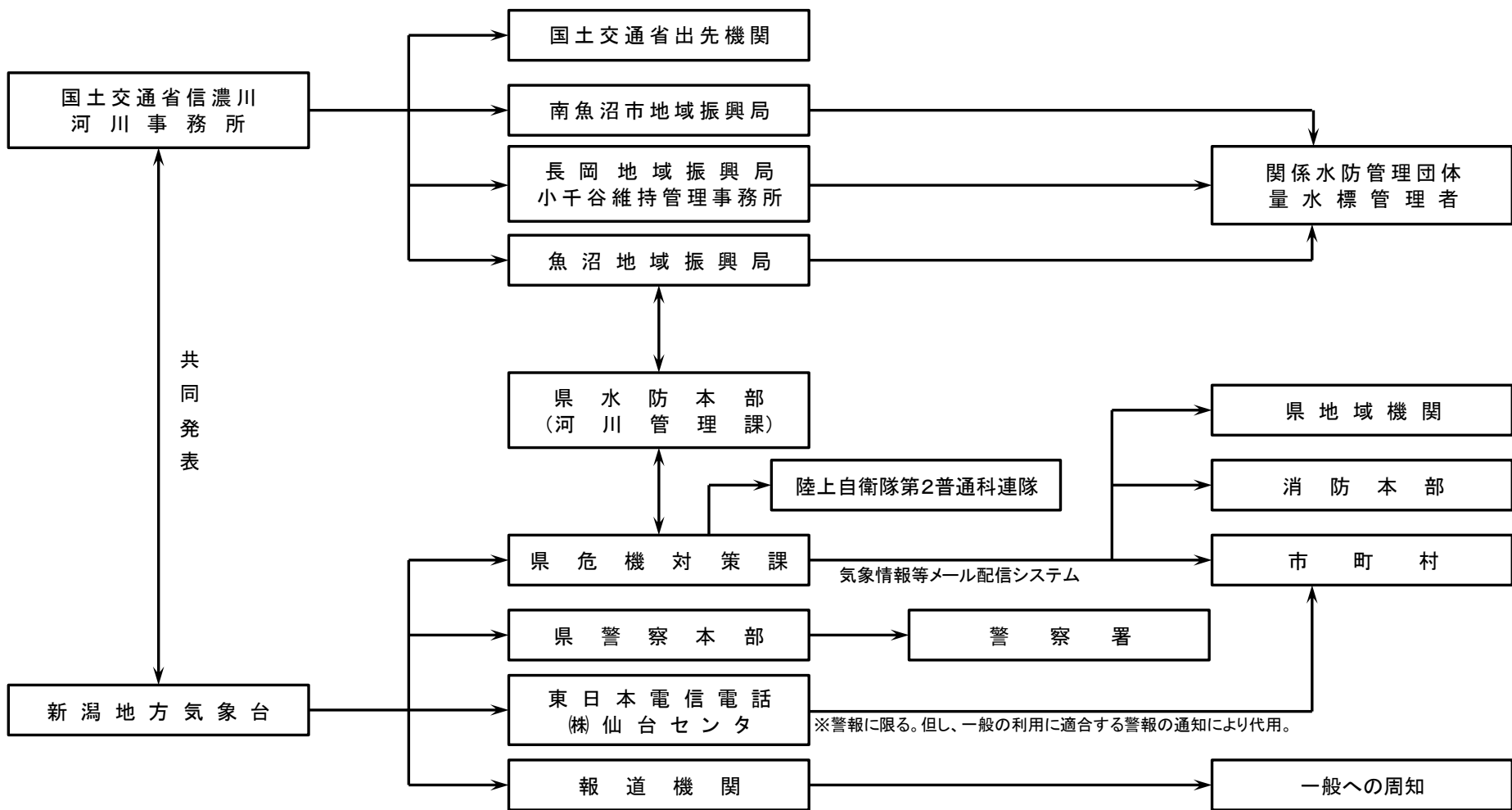
川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a> <a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>	<a href="http://www.i.river.go.jp/">http://www.i.river.go.jp/</a>

問い合わせ先

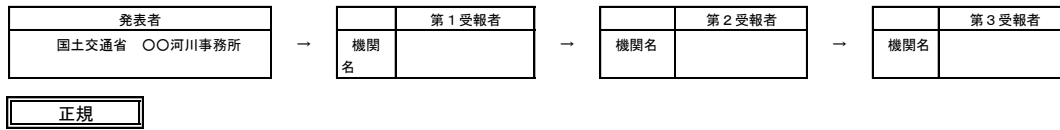
水位関係：国土交通省 信濃川河川事務所 防災情報課 電話：0258-32-3273

気象関係：気象庁 新潟地方気象台 観測予報課 電話：025-281-5871

資料4-2 洪水予報（国土交通省・気象庁共同発表） 伝達経路等



資料4-3 水位到達情報（都道府県発表）の発表形式（例）



## ○○川はん濫警戒情報

平成○○年○○月○○日○○時○○分  
 国土交通省 ○○河川事務所発表  
 （第○○号）

**【主文】**

○○川の□□□水位観測所（●●市△△）では、○○日○○時○○分に  
 避難判断水位（○○○.○○m）に達しました。

市町村長が発表する避難情報に注意するとともに、周囲の状況確認や避難  
 準備をお願いします。

**（参考）**

○○川□□□水位観測所（●●市△△）  
 （受け持ち区間は■市※※から□□町◎◎）

はん濫危険水位 （相当換算水位）	×××.××m	避難判断水位（特別警戒水位）の設定過程において設定 したはん濫危険水位（危険水位）相当換算水位
避難判断水位	○○○.○○m	水防法第13条で規定される特別警戒水位
はん濫注意水位	△△△.△△m	

問い合わせ先  
 国土交通省 ○○河川事務所 ○○○課 電話：000-000-0000（内線）○○○

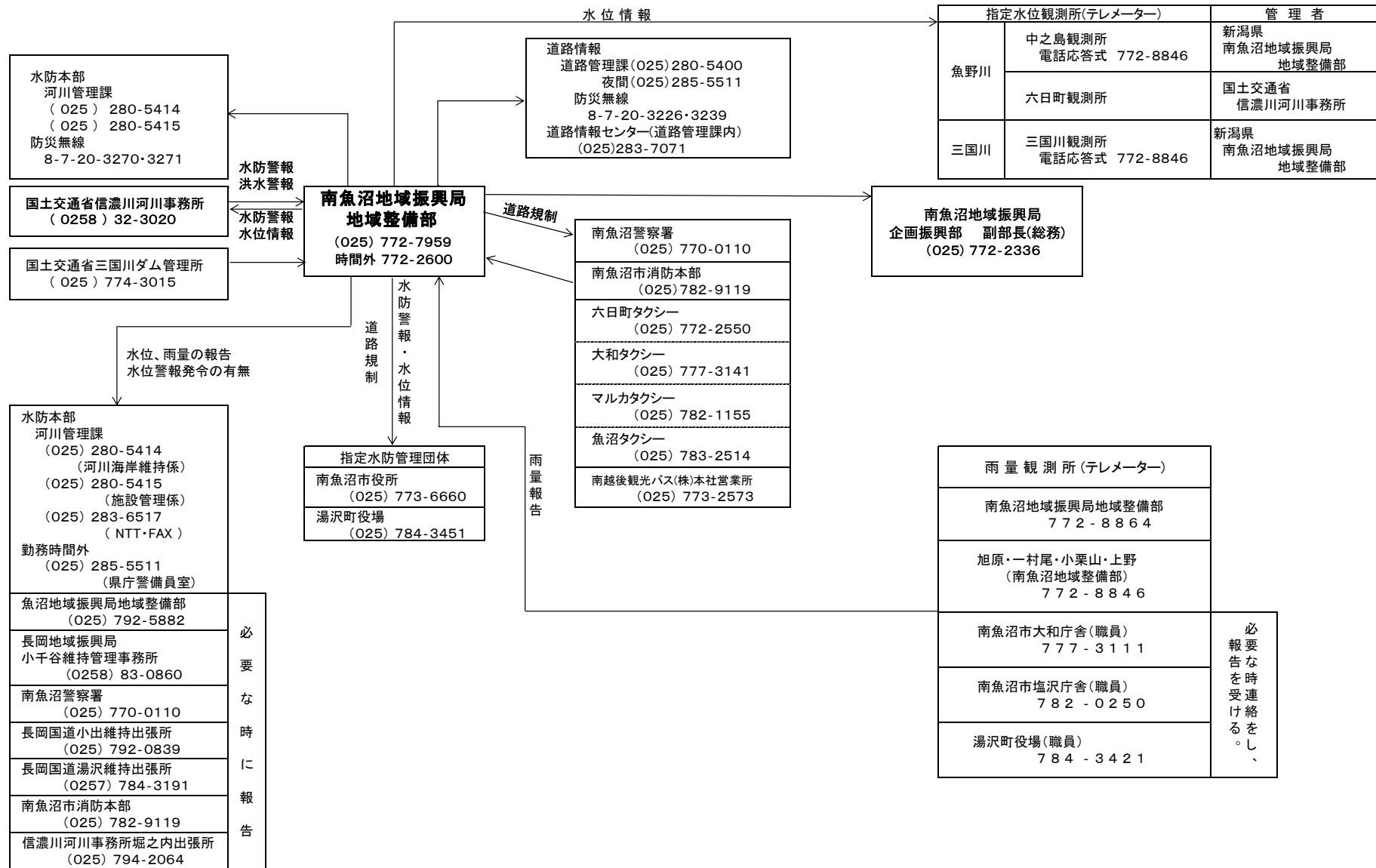
**（参考）**

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	<a href="http://i.river.go.jp/">http://i.river.go.jp/</a>



資料4-4 水位到達情報等の伝達経路等



## 水防警報（出動）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	〇〇水位観測所	第〇号

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

国土交通省 信濃川河川事務所発表

### 【現 況】

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は〇〇日〇〇時〇〇分現在〇〇. 〇〇mです。

### 【発 表】

水防機関は出動してください。

信濃川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報受別	待機	準備	出動	解除
十日町（姿）				
小千谷				
長岡				
大河津				
六日町	○			
小出			○	
堀之内	○			

（参考）

魚野川 小出水位観測所（魚沼市）

（受け持ち区間は 魚野川左岸：新潟県南魚沼市から新潟県魚沼市、右岸：新潟県魚沼市から新潟県魚沼市）

問い合わせ先

国土交通省 信濃川河川事務所 防災情報課 電話：0258-32-3273（内線）

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記サイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	<a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>	<a href="http://www.i.river.go.jp/">http://www.i.river.go.jp/</a>

資料5-1 水位観測所一覧

河川名	観測所名	観測所の位置		水防団待機 水 位	はん濫注意 水 位	避難判断 水 位	はん濫危険 水 位	管理者名
		市町	大字					南魚沼地域振興局
魚野川	中之島	南魚沼市	中	181.70	182.10	182.30	182.60	国土交通省
〃	六日町	南魚沼市	坂戸	159.30	160.50	161.20	161.70	国土交通省
〃	浦佐	南魚沼市	浦佐	-	-	-	-	国土交通省
三国川	三国川	南魚沼市	深沢	202.20	203.20	203.70	204.58	南魚沼地域振興局
〃	当ノ坂	南魚沼市	土沢	-	-	-	-	国土交通省
〃	深沢	南魚沼市	宮	-	-	-	-	国土交通省
〃	内善落合	南魚沼市	清水瀬	-	-	-	-	国土交通省
〃	小川	南魚沼市	畔地	-	-	-	-	国土交通省
登川	登川	南魚沼市	早川	-	-	-	-	南魚沼地域振興局

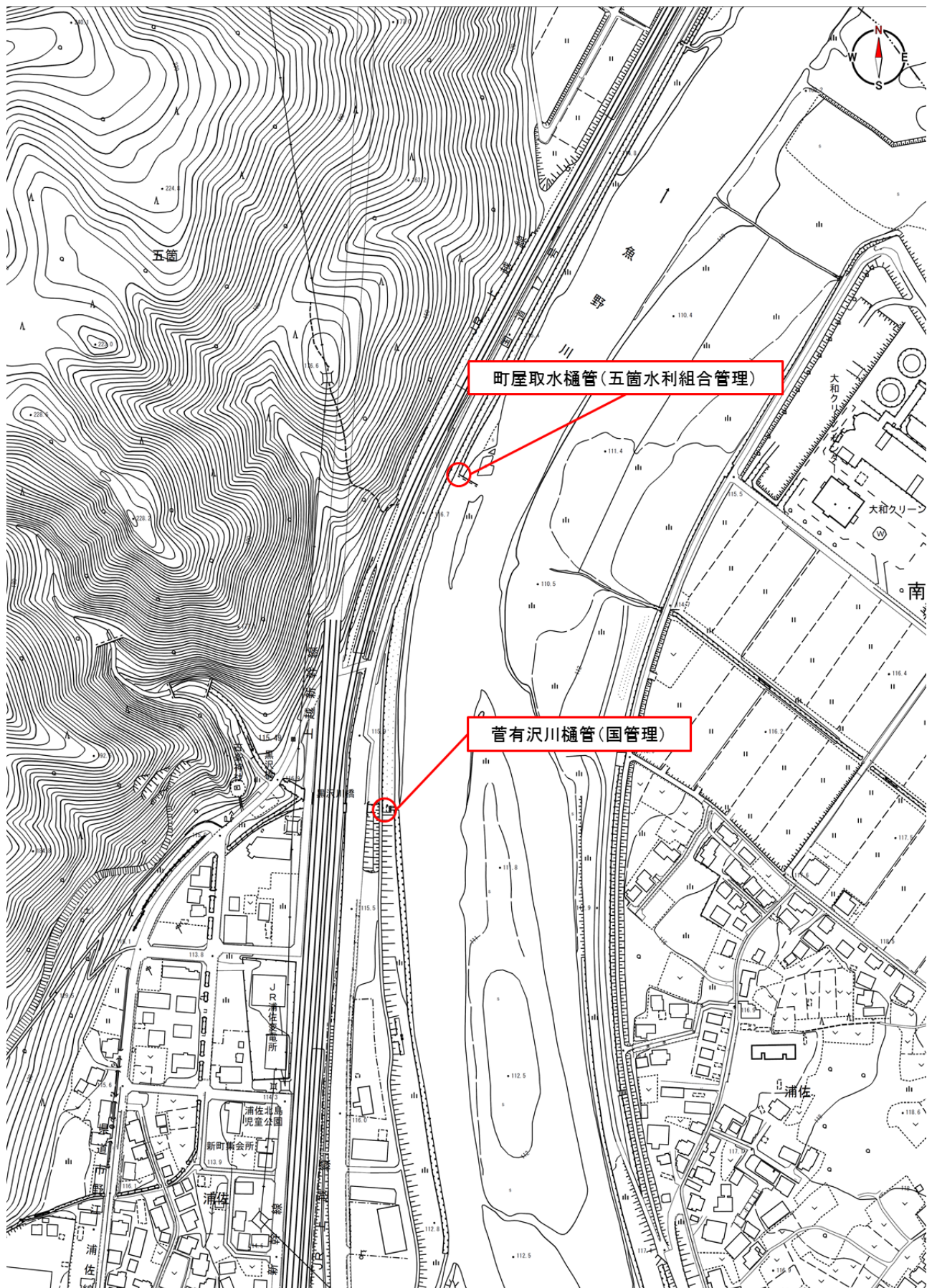
資料5-2 雨量観測所一覧

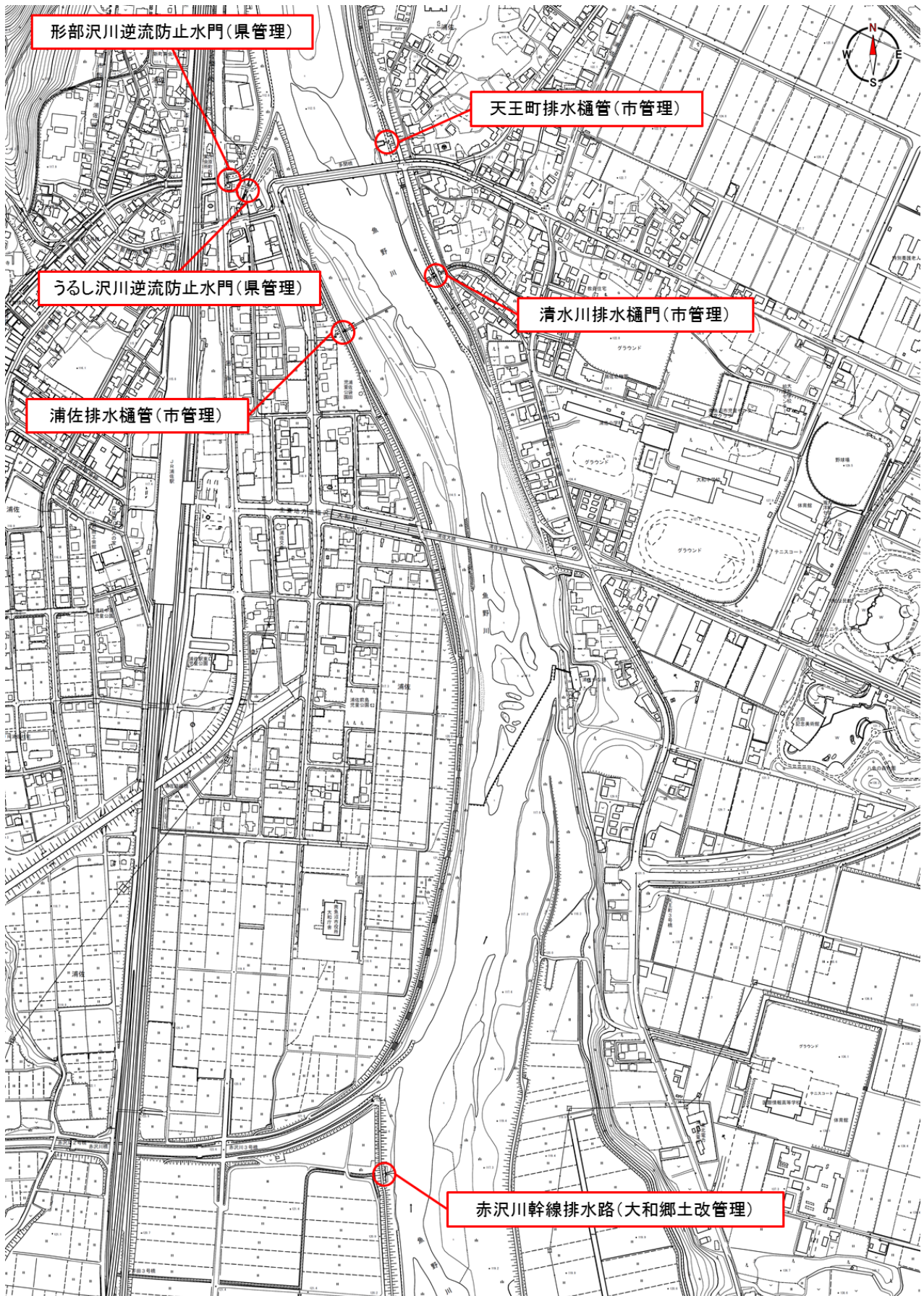
管理者名	観測所名	河川名	観測所所在地	備考
南魚沼振興局	南魚沼振興	魚野川	新潟県南魚沼市六日町字中田 960	
南魚沼振興局	旭原	魚野川	新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽 6727-5	
南魚沼振興局	一村尾	その他	新潟県南魚沼市一村尾	
南魚沼振興局	小栗山	その他	新潟県南魚沼市小栗山 2910-75	
南魚沼振興局	上野	大野川	新潟県南魚沼市上野 809-21	
国土交通省	塩沢	三国川	新潟県南魚沼市塩沢	
国土交通省	三国川ダム	三国川	新潟県南魚沼市清水瀬 686-59 (三国川ダム管理所)	
国土交通省	宮村	魚野川	新潟県南魚沼市宮 (五十沢中学校敷地内)	
国土交通省	茗荷沢	魚野川	新潟県南魚沼市茗荷沢 (大和公民館文館)	
国土交通省	清水	登川	新潟県南魚沼市清水	
国土交通省	五十沢	三国川	新潟県南魚沼市清水瀬 (三国川ダムの下)	
国土交通省	六日町	魚野川	新潟県南魚沼市坂戸 (坂戸橋上流 300m)	
国土交通省	日向山	三国川	新潟県南魚沼市清水瀬字入山 662-1 (十字峡から 3 k m)	閉局
国土交通省	内善落合	三国川	新潟県南魚沼市清水瀬国有林 162 林班イ小班 (十字峡から 4 k m)	閉局
国土交通省	越後沢山	三国川	新潟県南魚沼市畔地新田字水クミ戸沢 973 の辛 (十字峡から 4 k m)	閉局
国土交通省	下津川	下津川	新潟県南魚沼市畔地新田字シク沢 381 の巳 (十字峡から 6 k m)	閉局

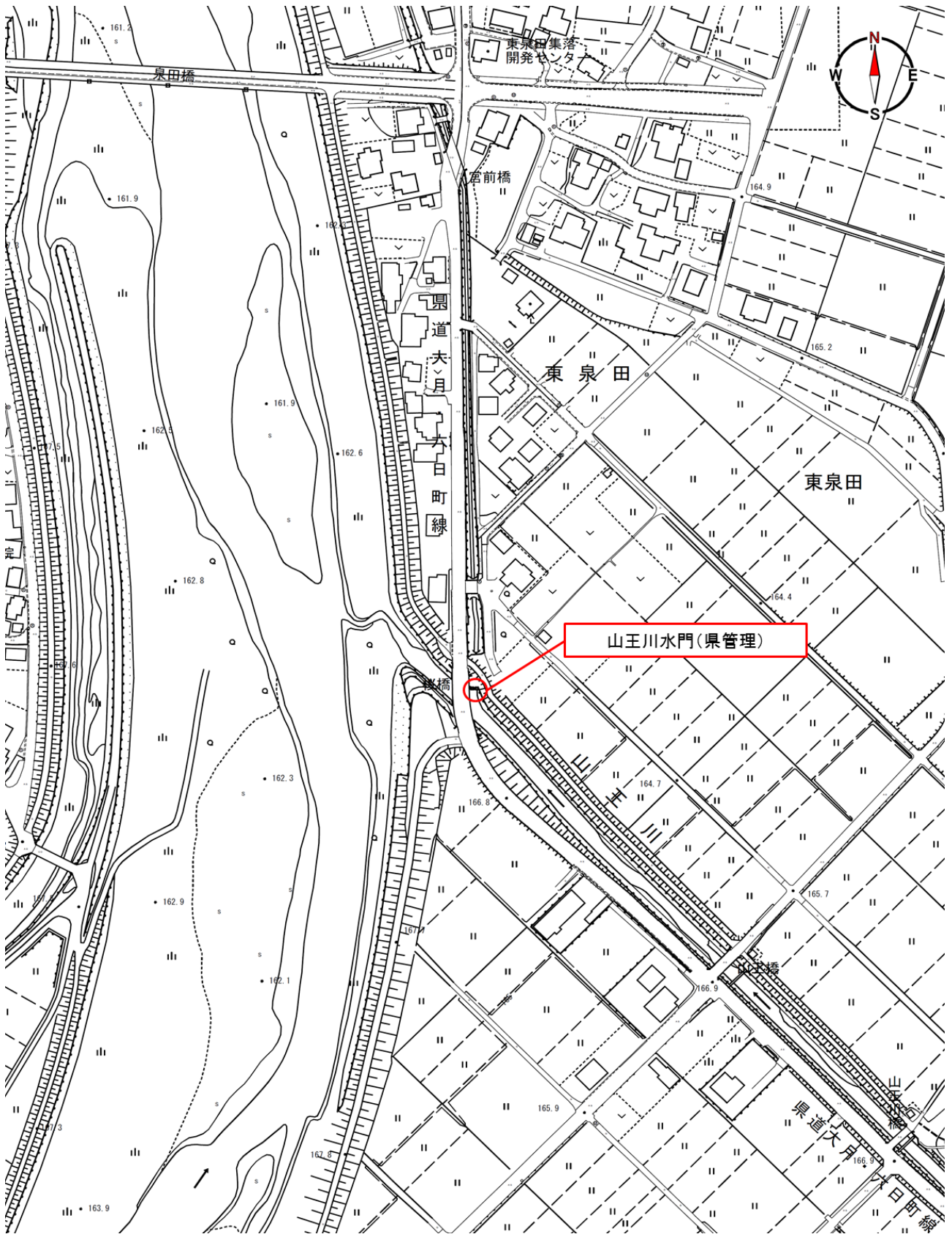
資料7-1 ダム・水門等一覧

施設名	河川名	位置	用途	管理者	操作担当	連絡先	備考
三国川ダム	三国川	南魚沼市清水瀬	治水、上水、 発電	国土交通省三国川ダム管理所	三国川ダム管理所長	025-774-3015	
菅有沢樋管	菅有沢川	南魚沼市浦佐	治水	信濃川河川事務所 (堀之内出張所)	信濃川河川事務所長	025-794-2064 堀之内出張所	市管理委託
形部沢川逆流防止水門	形部沢川	南魚沼市浦佐	治水	新潟県南魚沼地域振興局 (地域整備部治水課)	南魚沼地域振興局長	025-772-7959 地域整備部	市管理委託
うるし沢川逆流防止水門	うるし沢川	南魚沼市浦佐	治水	新潟県南魚沼地域振興局 (地域整備部治水課)	南魚沼地域振興局長	025-772-7959 地域整備部	市管理委託
浦佐排水樋管		南魚沼市浦佐	治水	南魚沼市(建設課)	南魚沼市長	025-773-6674	
天王町排水樋管		南魚沼市浦佐	治水	南魚沼市(建設課)	南魚沼市長		
清水川排水樋門	清水川	南魚沼市浦佐	治水	南魚沼市(建設課)	南魚沼市長		
町屋取水樋管		南魚沼市町屋	治水、 生活用水	五箇水利組合	組合長		
赤沢川幹線排水樋管	赤沢川	南魚沼市芹田	治水	大和郷土地改良区	土地改良区理事	025-777-2048	
山王川水門	山王川	南魚沼市東泉 田	治水	新潟県南魚沼地域振興局 (地域整備部治水課)	南魚沼地域振興局長	025-772-7959 地域整備部	市管理委託

資料 7-2 水門等個所図









## 1. 三国川ダム

### (1) ゲート操作（三国川ダム操作規則抜すい）

#### (洪水警戒体制)

第 14 条 三国川ダム管理所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当するときは洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 新潟地方気象台から六日町地域において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想される時。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想される時。

2 所長は、第 18 号の規定により洪水の達しない流水調整を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

#### (洪水警戒体制時における措置)

第 15 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない

- 一 北陸地方整備局、新潟地方気象台、信濃川河川事務所、東北電力株式会社長岡技術センター（以下「センター」という。）その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート及びゲートの操作に必要な機械並びに器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関して必要な措置をとること。

#### (洪水調整)

第 16 条 所長は、洪水機関においては、次の各号に掲げる方法により洪水調整を行わなければならない。ただし、気象、水象、その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- 一 流入量が毎秒 50 立方メートルから毎秒 1,100 立方メートルまでの間にあって増加し続けているときは、毎秒  $\{(流入量-50) \times 50 / 1,050 + 50\}$  立方メートルの水量を放流すること。
- 二 前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめた時以後は、流入量が放流量に等しくなる時又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量に等しくなる時まで、毎秒  $\{(前号の方法による操作中における最大流入量-50) \times 50 / 1,050 + 50\}$  立方メートルの水量を放流すること。
- 三 前号の方法による操作の後、流入量が第 1 号の方法による操作中における最大流入量を越えた時以後は、前 2 号に規定する方法によりダムから放流すること。
- 四 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において放流量が毎秒 50 立方メートルを下がるまでの間に流入量が再び増加した場合で流入量が放流量に等しくなった時以

後は流入量が毎秒  $\{(当該放流量-50) \times 1,050/50+50\}$  立方メートルに等しくなる時まで、当該放流量相当する水量を放流すること。

五 前号の方法による操作の後、流入量が前号に規定する式により得られる水量を越えた時以後は、前4号に定める方法によりダムから放流すること。

六 流入量が毎秒 1,100 立方メートルを超えた時以後は、流入量が毎秒 100 立方メートルに等しくなる時まで、毎秒 100 立方メートルの水量を放流すること。

2 非洪水期間における洪水調整は、水位が常時満水位を超える場合は、非洪水期洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調整の後における水位の低下)

第 17 条 所長は、洪水期間において前条第 1 項本文の規定により洪水調整を行った後に、水位が制限水位を超えているときは、水位を制限水位に低下させるため、前条第 1 項本文に掲げる方法による操作中における放流量のうち最大の放流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合は、当該限度にかかわらず下流に支障を与えない程度の流量を限度としてダムから放流を行うことができる。

2 所長は、非洪水期間において、前条第 2 項の規定により洪水調整を行った後においては、非洪水期洪水吐から自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水に達しない流水の調整)

第 18 条 所長は、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合は、洪水に達しない流水についても調整を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調整の後における水位の低下)

第 17 条 所長は、洪水期間において、前条の規定により洪水に達しない流水の調整を行った後に、水位が制限水位を超えているときは、速やかに水位を制限水位に低下させるため、毎秒 50 立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合は、当該限度にかかわらず下流に支障を与えない程度の流量を限度としてダムから放流を行うことができる。

2 所長は、非洪水期間において、前条の規定により洪水に達しない流水の調整を行った後に、水位が常時満水位を超えるときは、非洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

## (2) 連絡系統

三 国 川 ダ ム 管 理 所	北陸地方整備局	025-280-8880
	北陸地方整備局信濃川河川事務所	0258-32-3259
	南魚沼地域振興局地域整備部	025-772-7959
	東北電力株式会社長岡技術センター	0258-35-8910
	五条土地改良区	025-775-3111
	南魚沼市役所	025-773-6660
	南魚沼警察署	025-770-0110
	南魚沼市水道課	025-774-3141

## 2. 菅有沢川樋管

### (1) ゲート操作（菅有沢川樋管操作要領抜すい）

（洪水時における操作の方法）

第3条 魚野川及び菅有沢川の水位の状況を観測し、次の各号に定めるところにより樋管のゲートを操作する者とする。

- 一 魚野川から菅有沢川への逆流が始まるまでの間においては、樋管のゲートを全開しておくこと。
- 二 魚野川から菅有沢川へ逆流が始まった時は、樋管のゲートを全閉しておくこと。
- 三 樋管のゲートを全閉している場合において、樋管の上流側の水位がその下流側の水位より高くなった時は、これを全開すること

2 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

（平水時における操作の方法）

第4条 平水時においては、点検及び整備による場合以外は、ゲートを全開しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第5条 事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前2条に規定する方法以外の方法によりゲートを操作することができるものとする。

（洪水警戒体制の実施）

第7条 次の各号に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 魚野川堀之内水位観測所の水位が 82.50メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- 二 魚野川に水防警報が発せられたとき。
- 三 その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第8条 洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において、樋管を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 樋管のゲートを操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備をすること。
- 三 樋管の管理上必要な気象及び観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- 四 その他樋管の管理上必要な措置。

(洪水警戒体制の解除)

第9条 洪水警戒体制は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく、洪水が発生するおそれなくなったときは、解除するものとする。

### 3. うるし沢川逆流防止水門、形部沢川逆流防止水門

(1) ゲート操作（一級河川信濃川水系うるし沢川逆流防止水門及び形部沢川逆流防止水門操作要領抜すい）

(洪水時における操作の方法)

第3条 うるし沢川逆流防止水門量水標地点の水位が T. P115. 26M 以上であるときは、次の各号に定めるところにより、水門を操作するものとする。

- (1) 魚野川からうるし沢川への逆流が始まるまでの間においては、水門のゲートを全開しておくこと。
- (2) 魚野川からうるし沢川への逆流が始まったときは、水門のゲートを全閉すること。
- (3) 水門のゲートを全閉している場合において、水門の上流部の水位がその下流部の水位より高くなったときは、これを全開すること。

2 前項の場合においては、水門の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(平水時における操作の方法)

第4条 うるし沢川逆流防止水門量水標地点の水位が、警戒水位 T. P115. 26M 未満であるときは、ゲートを全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 うるし沢川逆流防止水門量水標地点の水位が、警戒水位 T. P115. 26M 未満であるときは、ゲートを全開しておくものとする。

(洪水警戒体制の実施)

第7条 次の各号の一に該当するときは、局長に連絡の上、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 水門外の水位が第3条に定める水位に達するおそれがあるとき。
- (2) 中越地方に大雨洪水注意報又は魚野川洪水警報が発せられたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制中における措置)

第8条 洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において、水門を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 水門及び水門を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 水門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他水門の管理上必要な措置。

(洪水警戒体制の解除)

第9条 洪水警戒体制は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、局長に報告の上、解除するものとする。

#### 4. 浦佐排水樋管、天王町排水樋管及び清水川排水樋門

(1) ゲート操作（浦佐排水樋管、天王町排水樋管及び清水川排水樋門操作要領抜すい）

第3条（洪水時における操作の方法）

魚野川及び各河川の水位状況を観測し、次に定めるところにより樋管等を操作するものとする。

- (1) 魚野川から提内地の河川への逆流が始まるまでの間においては、樋管等のゲートを全開にしておくこと。
  - (2) 魚野川より提内地の河川に逆流が始まったときは、樋管等のゲートを全閉すること。
  - (3) 樋管等のゲートを全閉している場合において、樋管等の上流部の水位がその下流部の水位より高くなったときは、樋管等のゲートを全開とすること。
- 2 前項の各号の操作を行う場合においては、樋管等の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

第4条（平水時における操作の方法）

平水時においては、点検及び整備による場合以外は、ゲートを全開しておくこととする。

第5条（操作方法の特例）

事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前二条に定める方法以外の方法により、樋管等を操作することができるものとする。

## 第7条（洪水警戒体制の実施）

次のいずれかに該当するときは、総務課防災庶務班に連絡の上、直ちに洪水警戒体制にはいるものとする。

- (1) 魚野川六日町水位観測所の水位が警戒水位 160.50M に達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 中越地方に大雨、洪水等の警報が発令され、災害発生が予想される時又は、魚野川に指定河川洪水予報（魚野川）が発表されたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

## 第8条（洪水警戒体制中における措置）

洪水警戒体制中においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において、樋管等を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 樋管等及びそれを操作するために必要な器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋管等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋管の管理に必要な措置

## 第9条（洪水警戒体制の解除）

洪水警戒体制は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、総務課防災庶務班に報告の上解除するものとする。

## 5. 赤沢川幹線排水樋管

### (1) ゲート操作（赤沢川幹線排水樋管操作要領抜すい）

（洪水時における操作の方法）

第3条 信濃川及び魚野川の水位状況を観測し、次の各号に定めるところにより樋管のゲートを操作するものとする。

- 1 一、魚野川から赤沢川幹線排水路への逆流が始まるまでの間においては、樋管のゲートを全開にしておくこと。  
二、魚野川から赤沢川幹線排水路への逆流が始まった時は、樋管のゲートを全閉にしておくこと。  
三、樋管のゲートを全開にしている場合において、樋管の上流側の水位がその下流側より高くなった時、これを全開すること。
- 2 前項の場合においては、樋管の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

（平水時における操作の方法）

第4条 平水時においては、点検及び整備による場合以外は、ゲートを全開にしておくものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前2条に規定する方法以外の方法により、水門を操作することができるものとする。

(洪水警戒体制の実施)

第7条 次の各号に該当するときは、局長に連絡の上、直ちに警戒体制に入るものとする。

- 一、魚野川大和排水機場の水位が121.40メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- 二、魚野川に水防警報が発せられたとき。
- 三、その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第8条 洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一、洪水時において、樋管を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二、樋管のゲート操作する為必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 三、樋管の管理上必要な気象及び観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- 四、その他樋管の管理上必要な措置。

(洪水警戒体制の解除)

第9条 洪水警戒体制は、洪水が終わった時又は、洪水に至ることがなく、洪水が発生する恐れがなくなったときは、解除するものとする。

## 6. 山王川水門

(1) ゲート操作 (一級河川信濃川水系山王川水門操作要領抜すい)

(操作の基本方針)

第3条 操作の基本方針は次のとおりとする。

- 2 水門は、原則として自然分流とするが、国土交通省坂戸量水標地点の水位が警戒水位 T.P160.500M に達した場合は、水門を全閉し、山王川上流域からの流水を本川に流し、下流域の安全を確保するものとする。

(洪水における操作の方法)

第4条 坂戸量水標地点の水位が、前条に定める水位以上であるときは、前条に定める操作を行うものとする。

- 2 前項の場合において、水門の上流及び下流の水位は、急激な変動を生じさせないようにするものとする。
- 3 坂戸量水標地点の水位が減水傾向を示し、前条で定める水位以下になったときは、水門下端を T.P163.200M に引き上げるものとする。

(平水時における操作の方法)

第5条 坂戸量水標地点の水位が、警戒水位 T.P160.500M 未満であるときは、原則として、水門下端高を T.P163.200M にし、下流部の維持流量を確保するものとする。

(操作の方法の特例)

第6条 事故その他やむを得ない事情があるときは、南魚沼地域振興局長（以下「局長」という。）の承諾を得て、前2条に定める方法以外の方法により、水門を操作することができるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

(洪水警戒体制の実施)

第8条 次の各号に該当するときは、局長に連絡の上、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 水門外の水位が第3条に定める水位に達するおそれがあるとき。
- (2) 中越地方に大雨洪水注意報又は魚野川洪水警報が発せられたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制中における措置)

第9条 洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において、水門を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 水門及び水門を操作するために必要な機械等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 水門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集。
- (4) その他水門の管理上必要な措置。

(洪水警戒体制の解除)

第10条 洪水警戒体制は、洪水が終り水門外水位が第3条に定める水位以下になり、しかも洪水の発生のおそれがなくなったときは、局長に報告の上、解除するものとする。



資料9 水防倉庫及び備蓄資器材一覧

河川名	備蓄場所				水防資器材													水防器材													
	補助・自営の別	都 市	町 村	大 字	管 理 団 体 名	布	む	抗	鉄	鉄	蛇	フ	ビ	T	ロ	ワ	油	川	吸	異	ス	掛	ハ	ツ	銀	斧	鎌	ベ			
						袋	し	木	製	線	ト	ニール	型	ー	イ	中	倉	着	型	コ	矢	ン	ル								
類	ろ	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類	類		
	枚	枚	巻	本	本	kg	本	個	枚	枚	本	m	缶	組	枚	個	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁		
水無川	補	南魚沼		浦佐	南魚沼市	2,900		8	26	24	100	340	200	20		13						18	4	2	2			12	2	3	
				(小計)		2,900		8	26	24	100	340	200	20		13						18	4	2	2		0	12	2	3	
魚野川	自	南魚沼	青木新	南魚沼市	2,025		2	450	136	20	650				4						6	3	3	4				2	2		
	"	"	西泉田	"	0			290	20	40			5								0	6	1	10	1			1	1		
	"	"	東泉田	"	0		9	345	20	50			7								1	7	2	3				1	2		
	"	"	塩沢	"	1,100					160			20		4							10	10	5	4			1	4	0	9
	"	"	湯沢神立	湯沢町	9,000		1	50	100	60			40		30							124	8	9	6				6	5	
				(小計)		12,125		12	1,135	276	330	650		72		38						141	34	20	27			1	11	3	19
三国川	自	南魚沼		二日町	南魚沼市	1,600		4	422		50	45										2	1	3				3	2		
				(小計)		1,600		4	422		50	45										0	2	1	3				3	2	
千田川	補	南魚沼		上原	南魚沼市	285		2	68		10				0							5	2	2	1					2	
				(小計)		285		2	68	0	10				0							5	2	2	1					2	
				(市町村有計)		16,910		26	1,651	300	490	1,035	200	92	51							204	42	25	33		1	23	8	26	
県有		南魚沼	塩沢	目来田	南魚沼地域振興局	45,000		200	90	373	950		100	7	15	600					(2t)150 (3t)34 (4t)178 (5t)71	91	10	18	20		6	25	15	19	
				(県有計)		45,000		200	90	373	950		100	7	15	600					(2t)150 (3t)34 (4t)178 (5t)71	91	10	18	20		6	25	15	19	
				(合計)		61,910		226	1,741	673	1,440	1,035	200	192	7	66	600				(2t)150 (3t)34 (4t)178 (5t)71	295	52	43	53		7	48	23	45	

河川名	補助・日常の別	備置場所				水防器材																重量	オイルプロッター	オイルフェンス	梯子												
		郡	市	町	村	大字	管理団体名	銃	し	カ	照	一	タ	葛	鋤	鋼	か	鉄	ビ	板	リ					コ	パ	マ	水	と	矢	救	ジ	量	枚	枚	m
								の	リ	タ	明	輪	コ	口	廉	製	ま	パ	ニ	カ	ヤ					ン	バ	サ	タ	い	板	命	ヤ				
水無川	補	南魚沼		浦佐	南魚沼市		4	3	2	2	3		2																					25			
				(小計)			4	3	2	2	3		2																					25			
魚野川	自	南魚沼		青木田	南魚沼市		1	3	2		2																										
	#	#		西泉田	#		0	2	1																												
	#	#		東泉田	#		1	2	2		2		2																								
	#	#		塩沢	#		9	18	12														10														
	#	#	湯沢	神立	湯沢町		5	6	7		8	8											2					8						50			
				(小計)			14	29	24		10	10						0					12					8						50			
三国川	自	南魚沼		二日町	南魚沼市		2	5																													
				(小計)			0	2	3																												
野田川	補	南魚沼		上原	南魚沼市		2	2	1																												
				(小計)			2	2	1																												
				(市町村有計)			20	36	30		12	13		2				0					12					8						75			
県有		南魚沼	塩沢	目来田	南魚沼地域振興局		19	11	8		5	20																13						285			
				(県有計)			19	11	8		5	20																13						285			
				(合計)			39	47	38		17	33		2				0					12				21						360				

資料10-1 消防団の管轄地域等

南魚沼消防団

分団名	要水防河川	管轄地域
大和方面隊		
第1分団	魚野川 栃原沢川 うるし沢川	浦佐地区
第2分団	魚野川 田河川 辻又川 一村天神川	藪神地区
第3分団	魚野川 水無川	大崎地区
第4分団	魚野川 水無川	東地区
六日町方面隊		
第1分団	魚野川 平手川 十二沢川 山王川 浦川 鎌倉沢川 北沢川 伊田川	六日町地区
第2分団	魚野川 三国川 皆沢川 庄之又川	五十沢地区
第3分団	魚野川 宇田沢川	城内地区
第4分団	魚野川 寺沢川 押堀川 四十日川 久瀬川	大巻地区
塩沢方面隊		
第1分団	魚野川 北沢川 伊田川 足柄沢川 北沢川	塩沢地区
第2分団	魚野川	中之島地区
第3分団	魚野川 城之入川 窪川 仁田川	石打地区
第4分団	魚野川 高棚川 登川 小松沢川 一之沢川	上田地区

資料10-2 水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現 在	
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏 水	居住側 (川裏) 対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏 水	川側 (川表) 対策	詰め土のう工	川側堤防斜面(川表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資 現 在
漏水	川側（川表）対策	シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川（むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう
深掘れ（洗掘）		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	川側堤防斜面（表のり面）に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のうまたは大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面（のり面）を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	上端（天端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち 継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端（天端） 居住側堤防斜面（裏のり）	ひ控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるものでひ控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材	
				現在	
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

資料14 水防活動報告書様式

第1号様式

水防活動報告書

作成者  
住所  
氏名

水防管理団体名

出水の概況		川		警戒水位	m				
		雨		量	mm				
水防実施箇所		川		左岸	地先	m			
日時		自	月	日	時	至	月	日	時
出動		水防団員		消防団員		その他		合計	
人員		人		人		人		人	
水防作業の概況及び工法		箇所		m					
		工法							
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	被害	m	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	戸	m	m	人	
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況			
	麻袋、土俵					水防関係者の死傷			
	なわ					雨量水位の状況			
	丸太								
	その他								
水防活動に関する自己批判備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防〔巡視出動状況・作業状況・被災・避難状況〕報告	
報告者機関名	南魚沼市 No. 1
種別	通報の内容
① 巡視出動状況	<p>____日〔午前〕____時____分〔頃から〕____川〔左岸〕____〔市町村〕</p> <p>〔午後〕____時____分〔頃に〕____川〔右岸〕____〔市町村〕</p> <p>五日町 地先〔へ〕南魚沼市水防団〔消防団〕が15名〔イ. 出動し、河川の巡視を、 ロ. 被災ヶ所にむけ、出動します。〕</p> <p>〔ハ. 実施します。 ニ. 実施中です。 ホ. 実施した。〕</p> <p>〔巡視所見等連絡事項〕</p>
② 被災作業状況	<p>水防作業〔イ. を実施します。 ロ. を実施中です。 ハ. を実施した。 ニ. を実施していません。〕</p> <p>____日〔午前〕____時____分〔頃から〕</p> <p>〔午後〕____時____分〔頃に〕</p> <p>____川〔左岸〕____〔市町村〕 だれ</p> <p>____川〔右岸〕____〔市町村〕 地先で____が____名により</p> <p>〔水防工法〕を〔数量〕です。</p> <p>〔資材の要請、見通し等連絡事項〕</p>
③ 被災状況と要請事項	<p>____日〔午前〕____時____分____川〔左岸〕____〔市町村〕 地先</p> <p>〔午後〕____時____分____川〔右岸〕____〔市町村〕</p> <p>(河川距離標 ____ km)</p> <p>〔イ. 堤防 ロ. 護岸 ハ. ____水門、樋門、樋管 ニ. ____〕</p> <p>〔ホ. 破堤 ヘ. 越水 ト. 欠損 チ. 法ぐずれ リ. 洗掘 ヌ. 漏水 ル. ____〕</p> <p>〔オ. する恐れがある。 ワ. ____m ____ヶ所発生した。 カ. している。 ヨ. ____〕</p> <p>〔要請事項等〕</p> <p>〔注〕通信連絡では、欠壊と決壊の区別がつかないので、決壊の場合は「破堤」ということ。 また、欠壊の場合は、具体的に「〇〇が欠損している」ということ。</p>

回覧							
----	--	--	--	--	--	--	--

④ \_\_\_\_日〔午前〕\_\_\_\_時現在 \_\_\_\_〔市町村〕 \_\_\_\_ 地区の人的被害は、

死者 \_\_\_\_ 名、行方不明者 \_\_\_\_ 名、重軽傷者 \_\_\_\_ 名です。

住家の被害は、全壊、主決、半壊 \_\_\_\_ 戸で

床上浸水 \_\_\_\_ 戸、床下浸水 \_\_\_\_ 戸です。浸水面積は

宅地 \_\_\_\_ ha、田畑等 \_\_\_\_ haです。

〔イ. 現在も被害が増大しています  
ロ. 調査が進めばさらに被害が増大するものと思われます。  
ハ. 減水しはじめたので、今後は、被害の増大はないものと思われます。  
ニ. \_\_\_\_〕

⑤ \_\_\_\_〔市町村〕 \_\_\_\_ 地区住民は \_\_\_\_ 日〔午前〕\_\_\_\_時

〔午後〕\_\_\_\_時

〔イ. に出された\_\_\_\_の避難勧告により  
ロ. \_\_\_\_警察署の避難命令により  
ハ. 自主的に〕 \_\_\_\_ 〰 \_\_\_\_ 名

\_\_\_\_ 〰 \_\_\_\_ 名 \_\_\_\_ 〰 \_\_\_\_ 名

〔ニ. 避難ははじめました。  
ホ. 避難をしています。  
ハ. 避難を終了しました。〕

⑥ 受報・通報の確認	受報者	相手方連絡者	受報時間
	____	____	____
	通報者	相手方連絡者	通報時間
	____	____	____日〔午前〕____時____分 〔午後〕____時____分
	____	____	____日〔午前〕____時____分 〔午後〕____時____分
	____	____	____日〔午前〕____時____分 〔午後〕____時____分



資料 1 6 水害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設等

(1) 要配慮者利用施設

施設名称	住所	連絡先	施設区分			関連河川
			児童施設	高齢者施設	障がい者施設	
浦佐萌気園診療所デイケア「ほのぼの」	南魚沼市浦佐 330-5	TEL 025-780-4377 FAX 025-780-4378		○		魚野川
グループホームふきのとう	南魚沼市浦佐 334-3	TEL 025-780-4888 FAX 025-780-4666		○		魚野川
南魚沼市大和ほのぼの広場	南魚沼市浦佐 1188-2	TEL 025-777-3111 FAX 025-777-3191	○			魚野川
藪神保育園	南魚沼市九日町 1632-1	TEL 025-777-2331 FAX025-777-2331	○			魚野川
どんぐりクラブ	南魚沼市上原 68	TEL 025-775-2941 FAX 025-775-2941	○			宇田沢川
養護老人ホーム魚沼荘	南魚沼市長森 1008	TEL 025-775-2022 FAX 025-775-3485		○		宇田沢川
デイサービスセンター越南「薬師の湯」	南魚沼市五日町 204-1	TEL 025-776-3300 FAX 025-776-3300		○		魚野川
グループホーム越南「薬師」	南魚沼市五日町 204-1	TEL 025-776-3780 FAX 025-776-3300		○		魚野川
ケアセンター五日町	南魚沼市五日町 204-1	TEL 025-776-4510 FAX 025-776-4510		○		魚野川
西五十沢保育園	南魚沼市津久野 964-1	TEL 025-772-3044 FAX 025-772-3044	○			魚野川
萌気園居宅介護支援事業所	南魚沼市二日町 205-6	TEL 025-778-0322 FAX 025-778-0320		○		魚野川
野の百合保育園	南魚沼市六日町 1225-1	TEL 025-772-2627 FAX 025-772-8632	○			魚野川
上町保育園	南魚沼市六日町 928-3	TEL 025-773-6187 FAX 050-7566-6187	○			魚野川
野の百合ひろば	南魚沼市六日町 1225-1	TEL 025-772-2627 FAX 025-772-8632	○			魚野川
六日町クラブ	南魚沼市六日町 1267-1	TEL 025-773-6179	○			魚野川
こども広場たんぽぽハウス	南魚沼市六日町 1479-1 ダイヤパレス 2F	TEL 025-773-2556	○			魚野川
特別養護老人ホームこころの杜	南魚沼市六日町 1148-1	TEL 025-770-1123 FAX 025-770-1124		○		魚野川
こころの杜居宅介護支援事業所	南魚沼市六日町 1148-1	TEL 025-770-1123 FAX 025-770-1124		○		魚野川
南魚沼市子育て支援センター	南魚沼市坂戸 399-1	TEL 025-772-7754	○			魚野川
相談支援センターみなみうおぬま	南魚沼市境度 399-1	TEL 025-770-1331 FAX 025-770-0980			○	魚野川
NPO 法人友の家	南魚沼市坂戸 399-1	TEL 025-772-7565 FAX 025-772-7326			○	魚野川
ケアハウス坂戸レジデンス	南魚沼市坂戸 7-21	TEL 025-770-2800 FAX 025-770-0800		○		魚野川
悠々の杜	南魚沼市坂戸 6-3	TEL 025-770-1171 FAX 025-770-1180		○		魚野川
グループホーム悠々の杜	南魚沼市坂戸 6-3	TEL 025-770-1211 FAX 025-770-1211		○		魚野川
特別養護老人ホーム坂戸楽生園	南魚沼市坂戸 7-3	TEL 025-772-8188 FAX 025-772-8288		○		魚野川
老人デイサービスセンター遊楽園	南魚沼市東泉田 898-1	TEL 025-773-2585 FAX 025-773-2589		○		魚野川
めぐみの保育園	南魚沼市西泉田 201-6	TEL 025-773-5257 FAX 025-773-6866	○			魚野川
小規模多機能介護センター大空	南魚沼市目来田 86-4	TEL 025-778-2477 FAX 025-778-2478		○		魚野川
在宅サポートセンター大空	南魚沼市目来田 86-4	TEL 025-778-2476 FAX 025-778-2478		○		魚野川
中保育園	南魚沼市中 700	TEL 025-782-1746 FAX 025-782-1746	○			魚野川

施設名称	住所	連絡先	施設区分			関連河川
			児童 施設	高齢者 施設	障がい 者施設	
つむぎケアマネジメントセンター	南魚沼市五郎丸 5-1	TEL 025-782-5522 FAX 025-782-2155		○		魚野川
石打保育園	南魚沼市下一日市 737-1	TEL 025-783-3624 FAX 025-783-3624	○			魚野川
上関保育園	南魚沼市関 1132-5	TEL 025-783-2956 FAX 025-783-2956	○			魚野川
上関クラブ	南魚沼市石打 2-1	TEL 025-783-2943	○			魚野川

南魚沼市水防協力団体指定要領

1. 趣旨

南魚沼市では、消防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない消防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市における消防団及び水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

2. 水防協力団体の要件（法 36 条第 1 項関係）

水防協力団体は、法第 36 条に基づき、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められる者とする。

3. 水防協力団体の業務（法 37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある消防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法 36 条第 1 項・第 3 項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、南魚沼市水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（南魚沼市長）（南魚沼市建設部建設課）に「南魚沼市水防協力団体指定申請書」（資料 1 7 - 2）に「水防協力団体活動業務計画書」（資料 1 7 - 3）及び水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2 部提出するものとする。

(2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。(任意様式)

5. 水防協力団体の指定 (法第 36 条第 2 項・第 4 項関係)

(1) 水防管理者 (南魚沼市長) は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「南魚沼市水防協力団体認定書」(資料 17-4) を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

(2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

(1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。

(2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

資料 1 7 - 2 水防協力団体指定申請書様式

南魚沼市水防協力団体指定申請書	
年	月
日	
南魚沼市水防管理者 南魚沼市長	様
	住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名
<p>水防法第 3 6 条第 1 項及び南魚沼市水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、南魚沼市水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」(資料 1 7 - 3) を添えて申請します。</p>	

資料 17-3 水防協力団体協力活動業務計画書

水防協力団体協力活動業務計画書

下記の南魚沼市の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください

I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの消防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領 3-（1）関係）

- 1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
- 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの避難行動要支援者の救護
- 3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報

II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供

具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等

[ ]

III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領 3-（2）関係）

- 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
- 2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡

IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領 3-（4）関係）

- 1 市（町）が作成する洪水ハザードマップの配布

V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領 3-（5）関係）

1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習

VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等（指定要領 3-（6）関係）

- 1 消防団が開催する水防演習への参加

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

[ ]

資料 17-4 水防協力団体認定書様式

南魚沼市水防協力団体認定書	
	年 月
日	
住 所	
(事務所所在地)	
団体の名称	
代 表 者	様
	南魚沼市水防管理者 南魚沼市長
水防法第36条第1項及び南魚沼市水防協力団体指定要領第4の規定に基づき、貴団体を南魚沼市水防協力団体に指定します。	

## 資料 1 7 - 5 水防協力団体との水防協働活動実施要領

### 南魚沼市における水防協力団体との水防協働活動実施要領

#### 1. 趣旨

南魚沼市における水防活動は、南魚沼市水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市において水防協力団体を指定した際に消防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

#### 2. 消防団等と水防協力団体との連携（水防法 38 条関係）

水防法第 36 条及び南魚沼市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、消防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

#### 3. 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料 1 7 - 6）を提出させることができる。

#### 4. 情報提供等（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、南魚沼市水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

#### 5. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。



資料 17-6 水防協力団体協力活動報告書様式

南魚沼市水防協力団体協力活動報告書	
	年 月
日	
南魚沼市水防管理者	
南魚沼市長 様	
	住 所 (事務所所在地) 団体の名称 代表者氏名
別紙のとおり水防活動を実施しましたので、南魚沼市水防協力団体指定要領第6の規定に基づき提出します。	

作成 平成26年6月